

半期報告書

(第7期中) 自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日

株式会社新生銀行

(501003)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	29
3. 対処すべき課題	30
4. 経営上の重要な契約等	30
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 主要な設備の状況	32
2. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
(1) 株式の総数等	33
(2) 新株予約権等の状況	36
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	53
(4) 大株主の状況	54
(5) 議決権の状況	56
2. 株価の推移	57
3. 役員の状況	58
第5 経理の状況	60
1. 中間連結財務諸表等	61
(1) 中間連結財務諸表	61
中間連結貸借対照表	61
中間連結損益計算書	64
中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	65
中間連結キャッシュ・フロー計算書	67
(2) その他	116
2. 中間財務諸表等	117
(1) 中間財務諸表	117
中間貸借対照表	117
中間損益計算書	120
中間株主資本等変動計算書	121
(2) その他	140
第6 提出会社の参考情報	141
第二部 提出会社の保証会社等の情報	142

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月18日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 杉山 寿啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 杉山 寿啓
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行本店 （東京都千代田区内幸町二丁目1番8号） 株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	103,722	253,606	283,113	248,641	529,057
連結経常利益	百万円	28,572	33,695	45,901	54,454	71,471
連結中間純利益	百万円	40,789	37,706	38,857	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	67,435	76,099
連結純資産額	百万円	763,721	820,663	1,010,750	786,667	855,335
連結総資産額	百万円	8,325,396	9,142,786	10,433,666	8,576,328	9,405,013
1株当たり純資産額	円	312.76	354.68	383.20	329.65	380.20
1株当たり中間純利益	円	28.60	26.33	27.19	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	46.78	53.16
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	21.16	18.71	19.54	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	34.98	37.75
連結自己資本比率(国内基準)	%	11.79	12.16	13.47	11.78	15.53
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	14,106	219,327	261,651	232,048	280,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	56,877	118,800	266,054	300,798	135,741
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,015	3,309	198,486	73,793	323,713
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	194,950	266,065	137,826	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	-	-	-	162,226	340,713
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,337 [949]	5,120 [957]	5,281 [1,441]	5,013 [1,018]	5,407 [1,524]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	90,907	95,058	115,397	173,068	197,284
経常利益	百万円	24,621	32,892	26,358	46,697	60,497
中間純利益	百万円	37,296	39,153	41,584	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	68,097	74,890
資本金	百万円	451,296	451,296	451,296	451,296	451,296
発行済株式総数	千株	普通株式 1,358,537 甲種優先株式74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,558,570 甲種優先株式74,528 乙種優先株式 300,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式74,528 乙種優先株式 600,000
純資産額	百万円	759,431	822,768	744,643	788,945	853,046
総資産額	百万円	6,534,178	6,943,109	8,243,944	6,396,302	7,208,651
預金残高	百万円	2,761,893	3,727,643	4,665,697	3,156,271	4,000,819
債券残高	百万円	1,337,451	1,185,538	759,501	1,246,862	1,021,419
貸出金残高	百万円	3,372,519	3,788,017	4,683,764	3,443,721	3,961,246
有価証券残高	百万円	1,396,928	2,016,488	2,049,116	1,820,753	1,809,798
1株当たり 配当額	円	普通株式 1.29 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42	普通株式 1.48 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42	普通株式 1.66 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42	普通株式 2.58 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84	普通株式 2.96 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84
単体自己資本比率(国内基準)	%	21.20	21.41	21.36	22.13	24.45
従業員数	人	1,785	1,692	1,771	1,704	1,701

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

2【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成18年9月30日現在、当行、連結子会社（株式会社アプラス、昭和リース株式会社等89社）及び関連会社（持分法適用会社。シンキ株式会社、BlueBay Asset Management Limited等27社）で構成され（*）、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。当中間連結会計期間におきましては、子会社89社を連結し、関連会社すべてに持分法を適用しております。

（*）他に非連結子会社88社あり

当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動につきましては、次項「関係会社の状況」に記載の通りであります。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

平成18年9月30日現在

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) Uchisai Partners, L.P. (注) 1, 2, 3	英国領ケイマン諸島 グランドケイマン	千米ドル 812,727	金融業	0.0 [100.0]	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 日盛金融控股股份有限公司 (注) 3, 4	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 27,591	金融持株会社	31.8 (31.8)	3 (1)	—	—	—	—

(注) 1. Uchisai Partners, L.P. は、特定子会社に該当します。

2. Uchisai Partners, L.P. の「資本金又は出資金」については、同社貸借対照表上の純資産残高を記載しております。

3. Uchisai Partners, L.P. の「議決権の所有割合」欄の[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」の業務執行権の所有割合（外書き）であります。また、「議決権の所有割合」欄の（ ）内は、子会社による間接所有の割合（内書き）であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	合計
従業員数(人)	4,891 [1,418]	98 [7]	87 [—]	205 [16]	5,281 [1,441]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,771
---------	-------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者1人を含み、嘱託及び臨時従業員165人を含んでおりません。

2. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,084人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

◆金融経済環境

当中間連結会計期間のマクロ環境を顧みますと、日本経済は戦後最長となる勢いの景気拡大局面が継続しております。本年度4～6月期のGDP成長率は年率1.0%と鈍化しましたが、底堅い個人消費、堅調な設備投資、円安傾向にも支えられた好調な輸出といった構図から、なお拡大基調は続くと思われております。物価につきましても、経済成長持続によって消費者物価上昇率のプラス傾向が定着しつつあり、デフレ脱却の見通しも徐々に強まってきております。

こうした実体経済の展開を受けて、日銀は3月の量的緩和政策の解除に続き、7月にゼロ金利政策を変更し、オーバーナイト無担コールレートの誘導目標水準をゼロ近傍から0.25%へ引上げることとしました。長期に亘った異例な金融政策が変更されたことは、現在のマクロ経済環境の良好さを物語るとともに、1990年代から続いた日本経済の低迷からの脱却並びに金融システムの健全化が進展したことを象徴する出来事とすることができます。

海外経済も概ね堅調な景気拡大局面にあります。前下半期から続いた原油を始めとするエネルギー価格の高騰がインフレ並びに経済成長に与える影響が懸念されましたが、夏場以降急速に価格が調整されてきております。米国では、ブームの続いていた住宅業界が、金融引締め継続により調整色を強めており、個人消費への影響が懸念されておりますが、今のところ影響は限定的なものとなっております。

金利市場は、実体経済の良好さと日銀の引締めへの政策変更の思惑から強含みで推移しておりましたが、8月の消費者物価基準年改定により、消費者物価上昇率が予想以上に下方修正されたため、日銀の追加利上げ時期の先送り観測が台頭して反落する展開となりました。株式市場は4月に高値を付けたのち、慎重な企業の業績予想と金利上昇を嫌気して反落し、徐々に戻る展開となりました。

為替市場も期初の日本の回復シナリオに基づく円買いによって、対ドルで一時109円を付ける場面もありましたが、依然大きな内外金利差と日本からの個人資産の国際分散継続により、9月には118円台と期初の水準まで反落してきております。

全体としては、国内景気拡大ペースの鈍化、米国の消費減速による外需減少懸念等はあるものの、日本経済はなお順調な拡大基調を維持しているものとみられます。

◆営業の経過及び成果

当行は、健全な財務体質と、インスティテューショナル・バンキング、コンシューマーアンドコマースファイナンス、リテール・バンキングを3つの戦略分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しております。

<インスティテューショナル・バンキング業務>

当行は、お取引先に対して、伝統的な法人向け金融商品だけではなく、新しく付加価値の高い金融商品をご提供することにより、収益基盤の多様化・安定化を着実に図ってきております。

従来より強化しているノンリコースローン、証券化及びクレジットトレーディングなどの分野において、当行は主要プレーヤーとしての地位を確立しております。さらに、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザー業務、アセットマネジメント業務や海外では当行が強みを持つ分野における投資など、成長性が高いビジネスを引き続き拡大してまいります。

平成18年7月、当行は、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対し、戦略的投資（113.4億台湾ドル（397億円相当）の普通株式及び優先株式の取得）を行いました。当行の不良債権にかかるノウハウだけでなく、法人及び個人向けビジネスにおける経験並びに最新のITを活用し、日盛グループの競争力の強化を図っております。

平成18年7月、オーストラリアのマッコーリー銀行との間で、折半出資の合弁会社、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社を設立いたしました。同社は、テレコミュニケーション、メディア及び交通等、日本のインフラ並びに関連セクターにおける資産の買収・管理に関連するアドバイザリー業務を展開しております。

また、平成18年10月には、楽天株式会社との合弁会社、楽天モーゲージ株式会社が営業を開始いたしました。同社は、インターネットを活用した住宅ローン専業で、住宅金融公庫と提携し、“フラット35”を主力商品として取り扱っております。

なお、中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的に開催するなど全行的に取り組み、お客さまのニーズに応じております。

<コンシューマーアンドコマースファイナンス業務>

平成17年3月期の株式会社アプラス、昭和リース株式会社の買収を通じて、当行の中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマースファイナンス業務は、個品割賦、クレジットカード、消費者ローン、リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人に対して提供しております。

同分野のグループ会社については、貸金業法の改正による上限金利の引き下げが見込まれることや過払金の返還請求に伴う負担など、業界を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上を図っております。

なお、所謂「グレーゾーン金利」問題への対応として、日本公認会計士協会が平成18年10月13日に「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」を公表いたしました。当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社は、これに基づく引当処理を行ったこと等に伴い、平成18年9月中間期の中間純損失は154億円となり、持分法による投資損失53億円を当行の中間連結損益計算書に反映しております。また、株式会社アプラス（全日信販株式会社を含む）も23億円の引当処理等を行っており、当行の中間連結損益計算書に反映しております。

<リテール・バンキング業務>

リテール・バンキング業務においては、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルの構築に取り組んでおり、利便性の高い価値ある商品・サービスをご提供できるような心がけております。

総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の新規開設は、引続き堅調に推移し、口座数は、平成18年9月末には従来からの口座を含め180万を超えました。仕組預金「パワード・ワン プラス（期間延長特約付5年または10年満期）」の増加や、「パワーステップアップ預金（預入期間延長特約付円定期預金～最長10年満期・マルチ延長タイプ）やエマージング市場の債券に投資するエマージング・カレンシー・債券ファンド（国内設定の公募投資信託）等の新商品の取り扱いを開始したこと等により、個人預かり資産残高は4兆3,000億円を超え手数料収入にもつながっております。また、住宅ローンについても、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取扱いを開始したことなどの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成18年9月末の残高は約4,700億円に達しております。このように預かり資産残高や住宅ローン残高は引き続き安定的に増加しましたが、仕組預金の利ざやの低下等により、当中間連結会計期間のリテール部門の利益は減少いたしました。

店舗につきましては、平成18年5月に表参道ヒルズフィナンシャルセンター（東京都）、6月に日本橋フィナンシャルセンター（東京都）を開業いたしました。また、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）ネットワークにおけるATM設置駅数は30駅（平成18年10月1日現在）となっております。

当行は、“Color your life”というブランドコンセプトのもと、お客さまの人生に豊かさと彩りを与えるお手伝いをしたいと考えております。今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

<財務体質の強化>

財務体質の強化につきましては、引続き不良債権の最終処理に取り組んだ結果、当行の金融再生法ベースの開示債権は平成18年9月末現在で260億円となり、不良債権比率は0.54%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。格付の向上やお客さまからの信任の高まりに伴い、預金・債券ともに調達コストは低位安定しております。預金については、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、調達基盤が拡大しております。

格付につきましては、日本格付研究所が平成18年6月に当行長期優先債務格付をAマイナスからAに引き上げております。

◆業績の概況

以上のような金融経済環境及び営業経過のもと、当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

(概要)

当行グループの当中間連結会計期間末における連結総資産は10兆4,336億円（前連結会計年度末比1兆286億円増加）となりました。主要な勘定残高としましては、預金・譲渡性預金が4兆9,457億円（同比8,739億円増加）、債券・社債が1兆595億円（同比2,573億円減少）となる一方、貸出金につきましては4兆7,814億円（同比6,938億円増加）となっております。

損益面では当中間連結会計期間の経常収益は2,831億円（前中間連結会計期間比295億円増加）、経常費用は2,372億円（同比173億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は459億円（同比122億円増加）となり、特別利益27億円、特別損失13億円を含めた税金等調整前中間純利益は472億円（同比114億円増加）を計上いたしました。法人税等13億円（費用）、法人税等調整額12億円（収益）、少数株主利益82億円（費用）をネットした後の連結中間純利益は388億円（同比11億円増加）となりました。

(預金・譲渡性預金)

当中間連結会計期間も、預金は期中6,829億円増加して当中間連結会計期間末残高は4兆5,973億円となりました。これは、総合口座「PowerFlex」の口座数が引続き増加する等、個人のお客さまからの預金が増加したこと等によるものであります。また、譲渡性預金も期中1,910億円増加し、預金・譲渡性預金合計の当中間連結会計期間末残高は、8,739億円増加の4兆9,457億円となりました。

(債券・社債)

上記のような顧客戦略に加え、普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は減少しております。債券は期中2,600億円減少し、当中間連結会計期間末の発行残高は7,588億円となりました。社債は期中26億円増加し、当中間連結会計期間末の発行残高は3,006億円となりました。

(貸出金)

貸出金については、景気動向に沿うように企業の資金需要も回復基調にある中、当行は引続き中小企業向け融資の開拓に努めるとともに、お客さまのニーズに積極的に応えるべくノンリコースローンなど新しいタイプの貸出にも注力しております。加えて個人のお客さま向けの新型住宅ローンやコンシューマーアンドコマースファイナンス業務部門のお客さま向けの貸出金も伸びたことから、貸出金は期中6,938億円増加して、当中間連結会計期間末残高は4兆7,814億円となりました。

(損益)

収益につきましては、資金運用収益が貸出金残高の伸び等によって前中間連結会計期間に比べて216億円増加して829億円となりました。また非資金運用収益についても、法人のお客さまへの革新的なソリューション提供による投資銀行業務収益もクレジットトレーディング業務を中心に着実に積みあがったほか、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社の収益も増加したことから、経常収益は同比295億円増加の2,831億円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用が同比100億円の増加にとどまったこと等により、同比173億円増加にとどまる2,372億円となりました。

資金調達費用は、格付向上やお客さまのニーズを捉えた商品提供等により資金調達コストが抑制されて100億円増加となる312億円にとどめることができ、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益金額は、前中間連結会計期間の401億円に対して当中間連結会計期間は517億円へと増加いたしました。

一方、営業経費は同比194億円増となっておりますが、これは、3つの戦略分野の事業拡大に伴う商品や顧客サポート関連費用等の増加、株式会社アプラスが買収した子会社である全日信販株式会社の関連経費が新たに加わったこと、さらには、株式会社アプラス・昭和リース株式会社等の買収した企業に係るのれん及び無形資産の償却費用について、従来はその他経常費用に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは営業経費に含めて計上していること（当中間連結会計期間では105億円。うち、株式会社アプラス（全日信販株式会社を含む）：87億円、昭和リース株式会社：17億円。）等によるものであります。

以上により、当中間連結会計期間の連結経常利益は同比122億円増加となる459億円を計上し、特別利益・特別損失を加算した税金等調整前中間純利益でも同比114億円増加して472億円となりました。

当行子会社が発行した優先出資証券に関する配当支払い等を要因とする少数株主利益の増加（同比70億円増加）等により、連結中間純利益につきましては、同比11億円増加の388億円となっております。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は1兆107億円となりました。純資産の部は、従来の資本の部（前連結会計年度末の残高8,553億円）に、当連結会計年度から少数株主持分（前連結会計年度末残高2,618億円）等が加えられて表示されることになったものであります。また、自己株式の当中間連結会計期間末残高が1,365億円（181,450千株）となっておりますが、これは主に、公的資金の一部返済の一環として、整理回収機構が保有する当行普通株式を市場取引によって取得したものであります。なお、当該自己株式のうち85,000千株につきましては、平成18年11月15日開催の当行取締役会における決議に基づき、同年11月16日付にて消却しております。

国内基準における連結自己資本比率は13.47%で、前連結会計年度末比2.06%低下しておりますが、これは主に上記の自己株式の保有の影響によるものであります。

(キャッシュ・フロー)

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等に対して預金、譲渡性預金及びコールマネーの増加等により2,616億円の収入（前中間連結会計期間は2,193億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得が売却・償還を上回ったこと等により2,660億円の支出（同1,188億円の支出）、また財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得及び劣後特約付借入金の返済等により1,984億円の支出（同33億円の収入）となりました。この結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,028億円減少し、1,378億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用収支は475億円（前中間連結会計期間比67億円増）、役務取引等収支は216億円（同19億円減）、特定取引収支は112億円（同14億円減）、その他業務収支は447億円（同22億円増）となりました。

「海外」においては、資金運用収支は80億円（同74億円増）、役務取引等収支は25億円（同19億円増）、その他業務収支は0億円（同0億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用収支が前中間連結会計期間比136億円増加し550億円、役務取引等収支は同12億円減少し222億円、特定取引収支は同14億円減少し112億円、その他業務収支は同23億円増加し448億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	40,779	657	85	41,351
	当中間連結会計期間	47,543	8,058	555	55,046
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	60,748	1,072	510	61,309
	当中間連結会計期間	81,244	8,495	6,794	82,946
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	19,968	415	425	19,958
	当中間連結会計期間	33,701	437	6,238	27,899
役務取引等収支	前中間連結会計期間	23,553	664	718	23,498
	当中間連結会計期間	21,631	2,567	1,933	22,266
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	34,237	724	722	34,239
	当中間連結会計期間	33,715	2,852	2,493	34,075
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	10,684	60	4	10,740
	当中間連結会計期間	12,083	285	559	11,808
特定取引収支	前中間連結会計期間	12,743	-	-	12,743
	当中間連結会計期間	11,272	-	-	11,272
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	12,791	-	-	12,791
	当中間連結会計期間	11,429	-	-	11,429
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	47	-	-	47
	当中間連結会計期間	156	-	-	156
その他業務収支	前中間連結会計期間	42,521	5	-	42,516
	当中間連結会計期間	44,777	66	11	44,831
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	132,491	202	-	132,693
	当中間連結会計期間	138,146	66	11	138,202
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	89,969	207	-	90,177
	当中間連結会計期間	93,369	0	-	93,370

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(当中間連結会計期間3,329百万円、前中間連結会計期間1,243百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比16.95%の増加、利回りは同0.31ポイント上昇し2.46%、資金調達勘定平均残高は同17.53%の増加、利回りは同0.32ポイント上昇し1.01%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比691.57%の増加、利回りは前中間連結会計期間と変わらず7.37%、資金調達勘定平均残高は同34.50%の減少、利回りは同2.02ポイント上昇し5.36%となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比16.90%増加し6兆5,835億円、利回りは同0.34ポイント上昇し2.51%となり、資金調達勘定平均残高は同14.55%増加し6兆6,420億円、利回りは同0.15ポイント上昇し0.84%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,631,334	60,748	2.15
	当中間連結会計期間	6,585,683	81,244	2.46
うち預け金	前中間連結会計期間	99,402	1,172	2.35
	当中間連結会計期間	136,671	1,507	2.20
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	44,981	6	0.03
	当中間連結会計期間	87,230	100	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	6,428	16	0.50
	当中間連結会計期間	149,876	209	0.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,698,380	7,822	0.92
	当中間連結会計期間	1,606,976	15,041	1.87
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,576,803	50,809	2.83
	当中間連結会計期間	4,307,297	59,319	2.75

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,797,882	19,968	0.69
	当中間連結会計期間	6,814,077	33,701	0.99
うち預金	前中間連結会計期間	3,348,954	8,072	0.48
	当中間連結会計期間	4,216,933	13,439	0.64
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	199,629	26	0.03
	当中間連結会計期間	256,084	274	0.21
うち債券	前中間連結会計期間	1,198,964	2,621	0.44
	当中間連結会計期間	871,078	1,556	0.36
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	139,246	52	0.08
	当中間連結会計期間	157,768	1,001	1.27
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,229	0	0.00
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	6,624	6	0.21
	当中間連結会計期間	70,186	72	0.21
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	78,714	75	0.19
	当中間連結会計期間	159,585	291	0.36
うち借入金	前中間連結会計期間	1,155,103	8,831	1.53
	当中間連結会計期間	1,166,791	4,983	0.85
うち社債	前中間連結会計期間	63,409	770	2.42
	当中間連結会計期間	493,265	9,709	3.93

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	29,047	1,072	7.37
	当中間連結会計期間	229,926	8,495	7.37
うち預け金	前中間連結会計期間	1,291	29	4.50
	当中間連結会計期間	1,705	30	3.55
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,319	633	29.27
	当中間連結会計期間	219,769	8,232	7.47
うち貸出金	前中間連結会計期間	23,188	400	3.45
	当中間連結会計期間	8,080	229	5.67

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24,836	415	3.34
	当中間連結会計期間	16,268	437	5.36
うち預金	前中間連結会計期間	834	0	0.05
	当中間連結会計期間	480	0	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	247	0	0.40
	当中間連結会計期間	7,118	187	5.27
うち社債	前中間連結会計期間	23,754	414	3.48
	当中間連結会計期間	8,670	249	5.74

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,660,381	28,454	5,631,927	61,820	510	61,309	2.17
	当中間連結会計期間	6,815,610	232,023	6,583,587	89,740	6,794	82,946	2.51
うち預け金	前中間連結会計期間	100,693	876	99,817	1,201	25	1,176	2.35
	当中間連結会計期間	138,376	744	137,632	1,537	22	1,514	2.20
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	44,981	-	44,981	6	-	6	0.03
	当中間連結会計期間	87,230	-	87,230	100	-	100	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	6,428	-	6,428	16	-	16	0.50
	当中間連結会計期間	149,876	-	149,876	209	-	209	0.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,702,700	4,140	1,698,559	8,456	85	8,370	0.98
	当中間連結会計期間	1,826,746	200,786	1,605,959	23,274	6,462	16,811	2.09
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,599,991	23,436	3,576,555	51,209	400	50,809	2.83
	当中間連結会計期間	4,315,378	10,492	4,304,886	59,549	308	59,240	2.74
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,822,719	24,594	5,798,124	20,383	425	19,958	0.69
	当中間連結会計期間	6,830,346	188,342	6,642,003	34,138	6,238	27,899	0.84
うち預金	前中間連結会計期間	3,349,788	876	3,348,911	8,072	25	8,047	0.48
	当中間連結会計期間	4,217,413	749	4,216,664	13,439	22	13,417	0.63
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	199,629	-	199,629	26	-	26	0.03
	当中間連結会計期間	256,084	-	256,084	274	-	274	0.21
うち債券	前中間連結会計期間	1,198,964	-	1,198,964	2,621	-	2,621	0.44
	当中間連結会計期間	871,078	-	871,078	1,556	-	1,556	0.36
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	139,246	-	139,246	52	-	52	0.08
	当中間連結会計期間	157,768	-	157,768	1,001	-	1,001	1.27
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,229	-	1,229	0	-	0	0.00
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	6,624	-	6,624	6	-	6	0.21
	当中間連結会計期間	70,186	-	70,186	72	-	72	0.21
うちコマーシャル・ペ ーパー	前中間連結会計期間	78,714	-	78,714	75	-	75	0.19
	当中間連結会計期間	159,585	-	159,585	291	-	291	0.36
うち借入金	前中間連結会計期間	1,155,351	23,436	1,131,914	8,832	400	8,431	1.49
	当中間連結会計期間	1,173,910	10,492	1,163,417	5,171	308	4,862	0.83
うち社債	前中間連結会計期間	87,164	-	87,164	1,185	-	1,185	2.71
	当中間連結会計期間	501,936	177,100	324,835	9,958	5,907	4,051	2.49

（注）1．当中間連結会計期間の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（135,413百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（557,923百万円）及び利息（3,329百万円）を、前中間連結会計期間の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（164,336百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（394,310百万円）及び利息（1,243百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2．相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、役務取引等収益は337億円（前中間連結会計期間比5億円減）、役務取引等費用は120億円（同13億円増）となりました。

「海外」においては、役務取引等収益は28億円（同21億円増）、役務取引等費用は2億円（同2億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、役務取引等収益は前中間連結会計期間比1億円減少し340億円、役務取引等費用は同10億円増加し118億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	34,237	724	722	34,239
	当中間連結会計期間	33,715	2,852	2,493	34,075
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	3,504	-	-	3,504
	当中間連結会計期間	5,455	-	-	5,455
うち為替業務	前中間連結会計期間	449	-	0	449
	当中間連結会計期間	495	-	0	495
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,377	-	-	2,377
	当中間連結会計期間	690	916	556	1,050
うち代理業務	前中間連結会計期間	3,016	-	-	3,016
	当中間連結会計期間	1,810	0	-	1,810
うち保証業務	前中間連結会計期間	15,586	-	3	15,582
	当中間連結会計期間	13,985	-	1	13,984
役務取引等費用	前中間連結会計期間	10,684	60	4	10,740
	当中間連結会計期間	12,083	285	559	11,808
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,966	1	0	2,968
	当中間連結会計期間	3,558	9	0	3,568

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、「国内」においては、特定取引収益は114億円（前中間連結会計期間比13億円減）、特定取引費用は1億円（同1億円増）となりました。

「海外」においては、該当がありませんでした。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引収益は前中間連結会計期間比13億円減少し114億円、特定取引費用は同1億円増加し、1億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	12,791	-	-	12,791
	当中間連結会計期間	11,429	-	-	11,429
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	2,828	-	-	2,828
	当中間連結会計期間	1,200	-	-	1,200
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	1,527	-	-	1,527
	当中間連結会計期間	3,903	-	-	3,903
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	8,435	-	-	8,435
	当中間連結会計期間	6,324	-	-	6,324
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
特定取引費用	前中間連結会計期間	47	-	-	47
	当中間連結会計期間	156	-	-	156
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	47	-	-	47
	当中間連結会計期間	156	-	-	156

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳項目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、それぞれの純額を記載しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

当中間連結会計期間は、「国内」においては、特定取引資産は4,233億円（前中間連結会計期間比3,035億円増）、特定取引負債は1,066億円（同265億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引資産は前中間連結会計期間比3,035億円増加し4,234億円、特定取引負債は同265億円増加し1,066億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	119,876	-	-	119,876
	当中間連結会計期間	423,379	44	-	423,423
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4,656	-	-	4,656
	当中間連結会計期間	23,039	-	-	23,039
うち商品有価証券派 生商品	前中間連結会計期間	8,261	-	-	8,261
	当中間連結会計期間	8,944	-	-	8,944
うち特定取引有価証 券	前中間連結会計期間	41,833	-	-	41,833
	当中間連結会計期間	284,890	-	-	284,890
うち特定取引有価証 券派生商品	前中間連結会計期間	854	-	-	854
	当中間連結会計期間	6,789	-	-	6,789
うち特定金融派生商 品	前中間連結会計期間	64,269	-	-	64,269
	当中間連結会計期間	99,715	44	-	99,760
うちその他の特定取 引資産	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
特定取引負債	前中間連結会計期間	80,083	-	-	80,083
	当中間連結会計期間	106,634	-	-	106,634
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち商品有価証券派 生商品	前中間連結会計期間	3,921	-	-	3,921
	当中間連結会計期間	15,756	-	-	15,756
うち特定取引売付債 券	前中間連結会計期間	217	-	-	217
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証 券派生商品	前中間連結会計期間	952	-	-	952
	当中間連結会計期間	1,073	-	-	1,073
うち特定金融派生商 品	前中間連結会計期間	74,402	-	-	74,402
	当中間連結会計期間	89,487	-	-	89,487
うちその他の特定取 引負債	前中間連結会計期間	588	-	-	588
	当中間連結会計期間	316	-	-	316

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	3,645,975	-	877	3,645,097
	当中間連結会計期間	4,598,099	-	746	4,597,352
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,149,925	-	2	1,149,923
	当中間連結会計期間	1,359,732	-	-	1,359,732
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,148,625	-	-	2,148,625
	当中間連結会計期間	2,836,302	-	-	2,836,302
うちその他	前中間連結会計期間	347,423	-	875	346,548
	当中間連結会計期間	402,064	-	746	401,317
譲渡性預金	前中間連結会計期間	319,292	-	-	319,292
	当中間連結会計期間	348,388	-	-	348,388
総合計	前中間連結会計期間	3,965,267	-	877	3,964,390
	当中間連結会計期間	4,946,488	-	746	4,945,741

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 流動性預金 = 通知預金 + 普通預金 + 当座預金

定期性預金 = 定期預金

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
債券合計	前中間連結会計期間	1,181,728	-	-	1,181,728
	当中間連結会計期間	758,891	-	-	758,891
うち利付長期信用債券	前中間連結会計期間	1,176,827	-	-	1,176,827
	当中間連結会計期間	739,074	-	-	739,074
うち割引長期信用債券	前中間連結会計期間	4,901	-	-	4,901
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	19,816	-	-	19,816

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 利付長期信用債券には、「利付長期信用債券（利子一括払）」を含んでおります。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	3,770,581	100.00	4,681,796	100.00
製造業	185,784	4.93	212,588	4.54
農業	8	0.00	35	0.00
林業	20	0.00	-	-
漁業	25	0.00	910	0.02
鉱業	1,867	0.05	6,785	0.15
建設業	21,303	0.56	20,956	0.45
電気・ガス・熱供給・水道業	115,018	3.05	99,608	2.13
情報通信業	27,053	0.72	28,646	0.61
運輸業	431,298	11.44	469,615	10.03
卸売・小売業	67,974	1.80	111,762	2.39
金融・保険業	730,930	19.39	957,447	20.45
不動産業	1,163,637	30.86	1,278,503	27.31
各種サービス業	125,520	3.33	259,469	5.54
地方公共団体	113,812	3.02	124,273	2.65
その他	786,325	20.85	1,111,192	23.73
海外及び特別国際金融取引勘定分	57,489	100.00	99,623	100.00
政府等	266	0.46	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	57,222	99.54	99,623	100.00
合計	3,828,070		4,781,419	

(注) 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成17年9月30日	ロシア連邦	37
	インドネシア共和国	46
	その他（1ヶ国）	1
	合計	85
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成18年9月30日	ロシア連邦	-
	インドネシア共和国	48
	その他（1ヶ国）	1
	合計	49
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高を掲げております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	628,066	-	628,066
	当中間連結会計期間	707,374	-	707,374
地方債	前中間連結会計期間	166,189	-	166,189
	当中間連結会計期間	71,768	-	71,768
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	592,903	-	592,903
	当中間連結会計期間	393,594	-	393,594
株式	前中間連結会計期間	45,839	-	45,839
	当中間連結会計期間	34,424	-	34,424
その他の証券	前中間連結会計期間	230,620	14,671	245,292
	当中間連結会計期間	382,537	182,093	564,631
合計	前中間連結会計期間	1,663,619	14,671	1,678,291
	当中間連結会計期間	1,589,699	182,093	1,771,793

（注）1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	58,279	51,902	6,377
経費(除く臨時処理分)	36,172	39,642	3,469
人件費	14,121	15,678	1,557
物件費	20,007	21,964	1,957
税金	2,044	1,998	45
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		12,260	
のれん償却額		-	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	22,107	12,260	9,847
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
業務純益	22,107	12,260	9,847
実質業務純益	34,237	27,663	6,574
うち債券関係損益	1,694	2,025	330
臨時損益	12,029	17,427	5,398
株式関係損益	1,082	5,650	4,567
金銭の信託運用損益	12,130	15,403	3,272
不良債権処理損失	527	828	300
貸出金償却	357	828	470
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
その他の債権売却損等	169	-	169
その他臨時損益	655	2,797	2,141
経常利益	32,892	26,358	6,534
特別損益	3,041	12,450	9,408
うち固定資産処分損益	33	378	345
税引前中間純利益	35,934	38,808	2,873
法人税、住民税及び事業税	2,908	1,625	1,282
法人税等調整額	310	1,150	840
中間純利益	39,153	41,584	2,430

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損
7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 前中間会計期間の貸倒引当金は全体で2,888百万円の取崩超 (なお、一般貸倒引当金については3,188百万円の繰入) のため、また当中間会計期間の貸倒引当金は全体で12,807百万円の取崩超 (なお、一般貸倒引当金については864百万円の繰入) のため、それぞれその金額を特別利益に計上しております。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%)	当中間会計期間 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.29	1.27	0.02
貸出金利回	1.49	1.28	0.21
有価証券利回	0.91	1.14	0.23
(2) 資金調達原価	1.85	1.82	0.03
資金調達利回	0.39	0.37	0.02
預金利回	0.24	0.35	0.11
債券利回	0.43	0.35	0.08
(3) 総資金利鞘	-	0.56	0.55
(4) 資金運用利回 - 資金調達利回	-	0.90	0.90

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります。

(但し特別国際金融取引勘定を除く)

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE (単体)

	前中間会計期間 (%)	当中間会計期間 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
実質業務純益ベース	13.74	10.11	3.63
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8.58	4.22	4.36
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.58	4.22	4.36
業務純益ベース	8.58	4.22	4.36
中間純利益ベース	15.83	15.43	0.40

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（未残）	4,046,936	5,014,085	967,149
預金（平残）	3,620,730	4,534,166	913,435
債券（未残）	1,185,538	759,501	426,037
債券（平残）	1,206,398	872,904	333,493
貸出金（未残）	3,788,017	4,683,764	895,747
貸出金（平残）	3,483,939	4,124,768	640,829

（注） 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	2,813,945	3,363,953	550,007
法人	881,039	1,193,348	312,308
合計	3,694,985	4,557,301	862,316

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	385,972	497,235	111,263
住宅ローン残高	385,972	497,235	111,263
その他ローン残高	-	-	-

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,074,932	2,587,619	512,687
総貸出金残高	百万円	3,749,107	4,619,400	870,292
中小企業等貸出金比率	/ %	55.34	56.02	0.67
中小企業等貸出先件数	件	31,768	38,866	7,098
総貸出件数	件	32,205	39,317	7,112
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.64	98.85	0.21

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	6	47	-	-
保証	175	51,409	124	21,544
計	181	51,456	124	21,544

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	270,443	159,443
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	18,558	18,558
	利益剰余金	341,109	414,399
	自己株式()	11	136,543
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()		3,496
	その他有価証券の評価差損()	-	556
	為替換算調整勘定	2,968	2,604
	新株予約権		260
	連結子会社の少数株主持分	5,987	183,643
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	173,885
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()		219,411
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	72,654	63,887
	連結調整勘定相当額()	229,614	
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	517,641	646,867
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	-	91,348	

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	43,254	48,642
	負債性資本調達手段等	309,770	444,581
	うち永久劣後債務 (注2)	248,770	103,531
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	61,000	341,049
	計	353,025	493,223
	うち自己資本への算入額 (B)	353,025	475,607
控除項目	控除項目(注4) (C)	28,666	73,464
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	842,000	1,049,010
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,876,084	6,097,698
	オフ・バランス取引項目	2,044,640	1,685,060
	計 (E)	6,920,725	7,782,758
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		12.16	13.47

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	270,443	159,443
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	18,558	18,558
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	7,777	9,266
	その他利益剰余金		408,884
	任意積立金	-	
	中間未処分利益	337,012	
	その他	-	173,917
	自己株式（ ）	5	136,538
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）		3,496
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	1,397
	新株予約権		260
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）		-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計（A）	814,639	920,751	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	91,380	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	32,019	38,495
	負債性資本調達手段等	255,270	363,549
	うち永久劣後債務（注2）	194,270	22,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	61,000	341,049
	計	287,290	402,045
	うち自己資本への算入額（B）	287,290	402,045
控除項目	控除項目（注4）（C）	4,837	6,808
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	1,097,091	1,315,988

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,093,338	5,276,113
	オフ・バランス取引項目	1,029,806	883,188
	計 (E)	5,123,145	6,159,302
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		21.41	21.36

- (注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率(国内基準)における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	毎年7月25日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年6.418%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年7.16%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

配当支払に関する条件概要(続き)	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1)監督事由（注3）が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由：債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24	3
危険債権	283	83
要管理債権	154	173
正常債権	39,210	47,805

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行グループは、お客さまの満足度のさらなる向上を図るとともに、健全で収益性の高い新しいタイプの金融機関として確固たる地位を築くべく、以下のような諸課題に取り組んでおります。

お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、高い水準のコンプライアンスをベースとして、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスのご提供を通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指していきたくと考えております。

グループ競争力・収益力の向上

当行は、銀行本体のみならずグループ会社を含めて、先進的な手法・アプローチによるリスク管理の厳正化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質を維持すると同時に、資本を有効に活用し、業容の拡大に努めるとともに、健全かつ効率性・収益性の高い金融サービス企業を目指してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社であり、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行は、従前以上に効率的な内部統制体制の構築と運用に努めるとともに、上場企業として投資家の目線に立った適時、適切かつ公平な情報開示に努めております。

なお、当行子会社である新生信託銀行株式会社は、平成18年4月26日に、金融庁より、銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2に基づく行政処分（不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる1年間の業務停止命令）を受けました。当行は、今回の同行に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

当行は、“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めて行く、日本のすぐれた金融サービス企業」でありたいと考えています。

そのために、顧客重視、誠実さ、責任、チーム・ワーク、社会性という5つの“新生バリュー”を常々実践してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

預金保険機構、当行及びニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の普通株式の売却に関して、平成12年2月9日、株式売買契約書を締結しました。この売却は、平成12年3月1日に完了しました。同売却取引の主要な条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の既発行普通株式の全部（単位未満株式212株を除く）を10億円で、及び当行の新規発行普通株式3億株を1,200億円で取得する。
- ・預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式7,452万8千株を引き続き保有するが、他の発行済優先株式はすべて消却される。
- ・整理回収機構は、新たに発行される第三回乙種優先株式6億株を発行価額2,400億円で引き受ける。
- ・当行株式の売却直前に、預金保険機構は、金融再生法に基づき、当行の債務超過を解消すべく資金を注入する。

政府が保有する第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の発行条件等の詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等 発行済株式」並びに「(3)発行済株式総数、資本金等の状況」をご参照ください。

同契約書に基づき、預金保険機構は、一定の損失について50億円を超える部分を当行に補償することに同意しましたが、その損失には以下のような内容が含まれます。

- 平成12年3月1日から3年間について、表明及び保証の違反から生じた損失
- 平成12年3月1日現在発生又は存在していた行為等から生じた偶発的な債務から生じた損失
- 平成12年3月1日以前に提起され同日現在継続していた訴訟手続及び同日以降に当行に関連して提起された訴訟のうち、同日以前に発生した事項に関するものから生じた損失

本補償に係る実際の当行による請求、預金保険機構による審査、支払等の手続は今後も継続することとなります。

その他、同契約書に基づく以下の権利・義務は既に終了しております。

金融再生委員会は、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィに当行普通株式を売却するのに先立ち、金融再生法第72条第4項の規定に基づき、当行の貸出債権その他の資産が当行の特別公的管理が終了した後当行が引き続き保有する資産として適当であるか否かの判定を行いました。預金保険機構は、他の表明及び保証のほかに、売却時に当行が保有していた貸出関連資産について期間3年の解除権を認めました。解除権は、1債務者につき1億円を超える債権（平成12年3月以降に更新、借換え又はロールオーバーされた貸出関連資産を含む）に適用され、所定の条件が充足される場合、当行は、解除権行使により、当該債務者に対する貸出関連資産のすべてを当該資産の残存額から平成12年2月29日現在の貸倒引当金を控除した金額の受取りと引き換えに預金保険機構に譲渡することができました。かかる解除権行使のための所定の条件には、以下のような内容が含まれていました。

- 正常先の債権等について、元本・利息の3ヶ月以上の延滞が生じたこと、実質債務超過又は繰越損失が発生していること等により、瑕疵の存在が推定されること、かつ、
- 貸出関連資産が2割以上減価すること。

なお、解除権の行使に関して預金保険機構との間に存在した紛争につきましては、同機構との間で全て解決済みです。

当行が保有していた国内株式約2.3兆円（時価ベース）の株式ポートフォリオを、原則として平成12年1月31日現在の時価に基づき預金保険機構に譲渡する旨定められていました。これらの株式の大部分は、顧客との株式の持ち合いによるものでした。当行の銀行取引上の混乱を避けるため、預金保険機構は、これらの株式を当行の信託銀行子会社に信託し、5年間当行の同意なくこれらの株式を売却しないことに同意しましたことから、当行はまた、これらの株式の議決権とこれらの株式を買い戻す権利（但し、かかる買戻しによって預金保険機構に損失が生じる場合には、預金保険機構は、これらの株式の当行への売却を拒否できる）を留保していました。これらの取決めの継続期間は平成17年3月1日までであり、また、同契約書に定める条件に従って延長可能な株式につきましては最も遅い場合で平成18年2月末まで延長されましたが、これらの取決めはいずれも期間満了に伴い解消しております。

預金保険機構が所有する当行優先株式の時価総額が5,000億円を超えている場合に、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィが預金保険機構に対しその一部の売却を求めることができる権利が定められておりましたが、平成17年2月にニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ等による当行普通株式の現物分配が実施されたことから、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィはそれ以降かかる権利を行使しないことが預金保険機構との間で合意されています。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した設備の新築、売却等で重要なものは次のとおりであります。

(1) 新設、移設、改修

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積(m ²)	建物延面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	完了年月
当行	-	銀行部門	渋谷支店 表参道ヒルズ 出張所ほか	東京都渋谷区 ほか	新設又は改修	店舗	-	賃借 554	324	平成18年4月 ほか

(2) 売却、除却

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額(百万円)	売却年月
国内連結子会社	昭和リース株式会社	リース部門	本社	東京都新宿区	オフィス	2,357	平成18年5月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	674,528,000
計	3,174,528,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月18日)	上場証券取引所 名又は登録証券 業協会名	内容
普通株式	1,558,570,944	1,473,570,944	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第二回甲種優先株式	74,528,000	74,528,000	-	(注)1
第三回乙種優先株式	300,000,000	300,000,000	-	(注)2
計	1,933,098,944	1,848,098,944	-	-

(注)1. 第二回甲種優先株式(平成10年3月31日発行)の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき年13円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、6円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき1,300円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先株主の請求による普通株式への転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいう。以下同様。）

転換を請求し得べき期間

平成10年10月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

優先株式1株につき326円とする（なお、平成15年7月29日付の普通株式2株を1株とする株式併合に伴う影響を加味すると652円）。

転換価額の修正

平成11年9月16日以降平成19年9月16日まで、毎年9月16日に終了する30連続取引日に東京証券取引所における普通株式の毎日の終値の平均値が、転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、その直後の10月1日に当該平均値に修正される。ただし、当該平均値が360円未満となる場合は、修正後転換価額は360円とする（なお、上記に基づき平成11年10月1日より転換価額は360円に修正済み）。

転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年3月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年4月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を定款第11条の9に定める当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし、優先株式1株に対して普通株式2株を上限とし、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、2株に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 平成11年6月29日開催の定時株主総会より平成13年6月29日開催の定時株主総会まで、旧商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有しておりました。

2. 第三回乙種優先株式（平成12年4月1日発行）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち本優先株式1株につき、年4円84銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。なお、第一回優先配当金は平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間に対応する4円84銭を支払うものとする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、2円42銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、本優先株式1株につき400円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先株主の請求による普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

優先株式1株につき599円90銭とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日にその時点の時価である735円に修正された。本優先株式において「時価」とは、当該時点に先立つ45取引日目時点で普通株式が上場又は店頭登録されている場合は（複数の市場に上場又は店頭登録されている場合には、当該45取引日の間の出来高の合計額が最も多い市場による。）、当該時点に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該取引所又は当該店頭市場における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、それ以外の場合は直近期末における発行済本優先株式の発行価額総額控除後の連結貸借対照表資本の部合計金額を、発行済普通株式数及び発行済甲種優先株式を発行条件に従い普通株式に転換したと仮定した場合の普通株式数の合計数で除した、1株当たりの純資産額とする。

転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

上記においては、平成16年7月1日付の新株予約権（ストックオプション）の発行により、上限転換価額については800円から799円90銭に、下限転換価額については600円から599円90銭に調整されているため、その調整を反映させている。

(4) 普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成19年8月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を当行定款第11条の9に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし本優先株式1株に対して3分の2株を上限とし2分の1株を下限とするとともに、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の上限株数又は下限株数に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を、当該併合又は分割後の上限株数又は下限株数とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 本優先株式は、残余財産分配権及び配当請求権において甲種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	7,423 (注)1	7,296 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	7,423,000 (注)2	7,296,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	101 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みにに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	25,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みにに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	250,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みにに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,411 (注)1	4,268 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,411,000 (注)2	4,268,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数} \text{ (株式併合の場合は減少株式数を減じる)}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,794 (注)1	2,772 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	2,794,000 (注)2	2,772,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,160 (注)1	1,124 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,160,000 (注)2	1,124,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	538 (注)1	530 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	538,000 (注)2	530,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	157,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年 6 月24日第 5 期定時株主総会決議及び平成17年 9 月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	53 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	53,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき697円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき697円とし、そのうち 1 株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年 7 月 1 日以降とし、さらに平成20年 7 月 1 日から平成22年 6 月30日までの間は、付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内(1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第 5 期定時株主総会及び平成17年 9 月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	50 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき774円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき774円とし、そのうち 1 株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	17 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みにに関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,223 (注)1	5,106 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	5,223,000 (注)2	5,106,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,027 (注)1	2,931 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	3,027,000 (注)2	2,931,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,412 (注)1	1,380 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,412,000 (注)2	1,380,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	331 (注)1	299 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	331,000 (注)2	299,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年7月31日 (注1)	99,966	1,933,098	-	451,296,960	-	18,558,337

(注)1. 第三回乙種優先株式300,000千株に係る優先株主の取得請求による普通株式200,033千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

2. 平成18年11月16日に自己株式(普通株式)85,000千株の消却を行い、発行済株式総数残高は1,848,098千株となっております。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	181,443	11.64
ステートストリートバンクアンドトラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	114,358	7.33
J. クリストファー フラワーズ	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行 兜町証券決済業務室 東京都中央区 日本橋兜町6番7号 気付)	92,031	5.90
サンタンデールインベストメントエスエー シーセントラルヴァローレ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	ADVA CANTABRIA S/N 28660 BOADILLA DEL MONTE. MADRID. SPAIN (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 カストディ業務部)	65,184	4.18
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロ ンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	60,095	3.85
ステートストリートバンクアンドトラスト カンパニー-505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	57,010	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	43,776	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	41,677	2.67
メロンバンクエヌエーアズエージェントフ ォーイッククライアントメロンオムニパス ユーエスベンション (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON MASSACHUSETTS 02108 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	33,110	2.12
モルガン・スタンレーアンドカンパニーイ ンク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株 式会社 証券管理本部 オペレーション部門)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	30,889	1.98
バンクオブアイルランドノントリーティ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	INTL FINANCIAL SERVICES CENTRE1 HARBOURMASTER PL DUBLIN1 IRELAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 カストディ業務部)	30,320	1.94
計	-	749,897	48.11

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。また、同氏について、平成18年9月30日時点で、約定済みであるが決済されていない株数が1,776千株あり、これは上表の所有株式数には含めておりません。

3. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者である下記8社が平成18年10月12日付で同年9月30日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.1)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっています。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	2,350,000	0.12
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	1,898,935	0.10
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	6,152,610	0.32
エムエスディーダブリュ・エクイティ・ファイナンス・サービスズ(ケイマン)・リミテッド	c/o M&C Corporate Services Limited P.O. Box 309GT Uglund House, South Church Street George Town, Grand Cayman	278,000	0.01
モルガン・スタンレー・キャピタル(ルクセンブルグ)エス・エー	8-10 rue Mathias Hardt, L-1717 Luxembourg	928,840	0.05
エムエスディーダブリュ・エクイティ・ファイナンス・サービスズ(ルクス)エス・アー・エール・エル	8-10 rue Mathias Hardt, L-1717 Luxembourg	278,000	0.01
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	23,110,000	1.20
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	53,172,000	2.75
モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	1,924,000	0.10

(*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成18年9月30日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(1,933,098,000株)に対する割合。

4. ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーが平成18年7月14日付で同年6月30日を報告義務発生日とする大量保有報告書を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 02109、ボストン、ステート・ストリート75	121,953,266	6.00

(*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成18年6月30日現在の発行済株式総数(2,033,065,606株)に対する割合。

第二回甲種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	74,528	100.00
計	-	74,528	100.00

第三回乙種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	300,000	100.00
計	-	300,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回 甲種優先株式 74,528,000 第三回 乙種優先株式 300,000,000	-	優先株式の内容は「(1)株式 の総数等」の「発行済株 式」の注記に記載しておりま す。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 181,463,000	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,377,006,000	1,377,006	(注)2
単元未満株式	普通株式 101,944	-	(注)3
発行済株式総数	1,933,098,944	-	-
総株主の議決権	-	1,377,006	-

(注)1. 自己保有株式が181,443,000株、当行の関連会社であるシンキ株式会社が保有している株式が20,000株含まれております。

2. 証券保管振替機構名義の株式が48,000株(議決権48個)含まれております。

3. 当行所有の自己株式が602株含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	181,443,000	-	181,443,000	9.39
シンキ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁 目6番1号 (新宿エルタワー28F)	20,000	-	20,000	0.00
計	-	181,463,000	-	181,463,000	9.39

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	894	832	769	771	757	729
最低(円)	784	720	685	685	706	661

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第二回甲種優先株式・第三回乙種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

又、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

新任執行役

該当事項はありません。

退任執行役

該当事項はありません。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役副社長	インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼 I B 業務管理部長	執行役副社長	インスティテューショナルバンキング部門長兼 I B 業務管理部長	クラーク グラニンジャー	平成18年7月1日
専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長兼事務管理本部長兼事務管理部長	専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長	ダナンジャヤ デュイベディ	平成18年7月1日
専務執行役	最高財務責任者財務部門長	専務執行役	最高財務責任者財務部門長兼キャピタルマーケットプロダクトコントロール部長	ラフル グプタ	平成18年7月1日
専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門長（金融法人・公共法人担当役員）兼金融法人本部長	専務執行役	金融法人・キャピタルマーケット本部長	加藤 正純	平成18年7月1日
専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門長（事業法人担当役員）	専務執行役	事業法人本部長	富井 順三	平成18年7月1日
常務執行役	コーポレートアフェアーズ部門長	常務執行役	コーポレートアフェアーズ部門長兼広報部長兼広報部社会文化貢献推進室長	小島 一美	平成18年7月1日
執行役	公共・金融法人部長	執行役	金融法人第三部長	本多 道昌	平成18年7月1日
執行役	オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長	執行役	金融インフラ部門チーフオペレーティングオフィサー兼リテールサービス本部長兼事務管理部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長	岡野 道征	平成18年7月1日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役	システム本部長兼システム企画部長兼システム企画部付部長兼テクノロジーサポート部長兼リテールサービス本部長	執行役	システム企画部長兼リテールサービス本部長	佐藤 芳和	平成18年7月1日
専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長	専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長兼事務管理本部長兼事務管理部長	ダナンジャヤ デュイベディ	平成18年7月14日
専務執行役	最高財務責任者財務部門長兼グループ企業開発部長	専務執行役	最高財務責任者財務部門長	ラフル グプタ	平成18年10月6日
執行役	オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長	執行役	オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長	岡野 道征	平成18年10月30日
執行役	戦略推進室長	執行役	企業戦略部長	船山 範雄	平成18年11月15日

第5【経理の状況】

- 1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3．当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。
- 4．前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	10	352,584	3.86	312,406	2.99	488,601	5.20
コールローン及び買入手形		117,000	1.28	20,000	0.19	50,000	0.53
債券貸借取引支払保証金		5,232	0.06	27,215	0.26	33,107	0.35
買入金銭債権		244,387	2.67	296,955	2.85	273,937	2.91
特定取引資産	2, 10	119,876	1.31	423,423	4.06	193,581	2.06
金銭の信託		393,694	4.31	506,563	4.85	456,167	4.85
有価証券	1, 2, 10	1,678,291	18.36	1,771,793	16.98	1,494,489	15.89
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11	3,828,070	41.87	4,781,419	45.83	4,087,561	43.46
外国為替	9	12,881	0.14	13,908	0.13	12,140	0.13
その他資産	3, 4, 5, 6, 10, 12, 13	868,421	9.50	844,194	8.09	974,398	10.36
動産不動産	10, 14, 15, 16	419,404	4.59	-	-	415,522	4.42
有形固定資産	14, 15, 16	-	-	398,152	3.82	-	-
無形固定資産	17	-	-	351,079	3.36	-	-
債券繰延資産		206	0.00	115	0.00	177	0.00
繰延税金資産		26,639	0.29	30,805	0.30	30,022	0.32
連結調整勘定		229,614	2.51	-	-	226,692	2.41
支払承諾見返		1,002,462	10.96	789,451	7.57	813,480	8.65
貸倒引当金		155,980	1.71	133,820	1.28	144,868	1.54
資産の部合計		9,142,786	100.00	10,433,666	100.00	9,405,013	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	10	3,645,097	39.87	4,597,352	44.06	3,914,385	41.62
譲渡性預金		319,292	3.49	348,388	3.34	157,373	1.67
債券		1,181,728	12.93	758,891	7.27	1,018,909	10.83
コールマネー及び売渡手形		170,664	1.87	449,989	4.31	30,000	0.32
債券貸借取引受入担保金	10	5,672	0.06	41,407	0.40	-	-
コマーシャル・ペーパー		77,800	0.85	168,700	1.62	133,200	1.42
特定取引負債		80,083	0.88	106,634	1.02	149,990	1.59
借入金	10, 18	1,166,966	12.76	1,213,998	11.64	1,205,765	12.82
外国為替		170	0.00	4	0.00	39	0.00
社債	19	82,016	0.89	300,627	2.88	298,002	3.17
その他負債	10, 12	501,842	5.49	619,725	5.94	535,753	5.70
賞与引当金		7,026	0.08	8,059	0.08	13,886	0.15
役員賞与引当金		-	-	103	0.00	13	0.00
退職給付引当金		3,237	0.04	3,190	0.03	3,309	0.04
動産不動産処分損失引当金		153	0.00	-	-	-	-
利息返還損失引当金		-	-	2,485	0.02	-	-
特別法上の引当金		2	0.00	2	0.00	2	0.00
繰延税金負債		17,419	0.19	13,903	0.13	13,718	0.15
支払承諾	10	1,002,462	10.96	789,451	7.57	813,480	8.65
負債の部合計		8,261,635	90.36	9,422,915	90.31	8,287,832	88.13
(少数株主持分)							
少数株主持分		60,487	0.66	-	-	261,845	2.78
(資本の部)							
資本金		451,296	4.95	-	-	451,296	4.80
資本剰余金		18,558	0.20	-	-	18,558	0.20
利益剰余金		345,056	3.77	-	-	379,502	4.03
その他有価証券評価差額金		2,794	0.03	-	-	2,208	0.02
為替換算調整勘定		2,968	0.03	-	-	3,781	0.04
自己株式		11	0.00	-	-	12	0.00
資本の部合計		820,663	8.98	-	-	855,335	9.09
負債、少数株主持分及び資本の 部合計		9,142,786	100.00	-	-	9,405,013	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金			-	451,296	4.33		-
資本剰余金			-	18,558	0.18		-
利益剰余金			-	414,399	3.97		-
自己株式			-	136,543	1.31		-
株主資本合計			-	747,711	7.17		-
その他有価証券評価差額金			-	556	0.01		-
繰延ヘッジ損益			-	3,944	0.04		-
為替換算調整勘定			-	2,604	0.03		-
評価・換算差額等合計			-	1,895	0.02		-
新株予約権			-	260	0.00		-
少数株主持分			-	264,675	2.54		-
純資産の部合計			-	1,010,750	9.69		-
負債及び純資産の部合計			-	10,433,666	100.00		-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		253,606	100.00	283,113	100.00	529,057	100.00
資金運用収益		61,309		82,946		125,029	
(うち貸出金利息)		(50,809)		(59,240)		(104,438)	
(うち有価証券利息配当金)		(8,370)		(16,811)		(16,879)	
役務取引等収益		34,239		34,075		68,263	
特定取引収益		12,791		11,429		27,665	
その他業務収益	1	132,693		138,202		268,611	
その他経常収益	2	12,571		16,461		39,487	
経常費用		219,911	86.71	237,212	83.79	457,586	86.49
資金調達費用		21,201		31,228		42,729	
(うち預金利息)		(8,047)		(13,417)		(16,872)	
(うち債券利息)		(2,621)		(1,556)		(4,709)	
(うち借用金利息)		(8,431)		(4,862)		(14,598)	
役務取引等費用		10,740		11,808		22,767	
特定取引費用		47		156		152	
その他業務費用	3	90,177		93,370		186,283	
営業経費	4	67,003		86,454		136,596	
その他経常費用	5	30,739		14,192		69,057	
経常利益		33,695	13.29	45,901	16.21	71,471	13.51
特別利益	6	2,713	1.07	2,776	0.98	3,703	0.70
特別損失		596	0.24	1,394	0.49	1,463	0.28
税金等調整前中間(当期)純利益		35,812	14.12	47,284	16.70	73,711	13.93
法人税、住民税及び事業税		1,733	0.68	1,367	0.48	3,733	0.71
法人税等調整額		4,885	1.93	1,209	0.43	11,414	2.16
少数株主利益		1,258	0.50	8,269	2.92	5,293	1.00
中間(当期)純利益		37,706	14.87	38,857	13.73	76,099	14.38

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】
 (中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		18,558	18,558
資本剰余金中間期末(期 末)残高		18,558	18,558
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		311,039	311,039
利益剰余金増加高		37,706	76,099
中間(当期)純利益		37,706	76,099
利益剰余金減少高		3,689	7,636
配当金		3,688	7,635
役員賞与		0	0
利益剰余金中間期末(期 末)残高		345,056	379,502

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	379,502	12	849,345
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			3,947		3,947
中間純利益			38,857		38,857
自己株式の取得				136,671	136,671
自己株式の処分			13	140	126
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	34,897	136,530	101,633
平成18年9月30日残高 (百万円)	451,296	18,558	414,399	136,543	747,711

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算差 額等合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,208		3,781	5,990	-	261,845	1,117,180
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							3,947
中間純利益							38,857
自己株式の取得							136,671
自己株式の処分							126
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,765	3,944	1,177	7,886	260	2,830	4,796
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,765	3,944	1,177	7,886	260	2,830	106,429
平成18年9月30日残高 (百万円)	556	3,944	2,604	1,895	260	264,675	1,010,750

(注)平成18年3月期の利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・ フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		35,812	47,284	73,711
減価償却費(リース資産を 除く)		2,045	5,776	4,198
リース資産減価償却費		68,684	66,723	138,104
連結調整勘定償却額		10,113		20,397
のれん償却額			6,246	
無形資産償却額		4,575	4,294	9,047
持分法による投資損益 ()		2,056	3,547	4,114
貸倒引当金の増減()額		6,177	11,048	4,940
賞与引当金の増減()額		3,249	5,834	3,483
退職給付引当金の増減 ()額		139	119	654
動産不動産処分損失引当金 の増減()額		-		153
利息返還損失引当金の増 減()額		-	2,485	-
資金運用収益		61,309	82,946	125,029
資金調達費用		21,201	31,228	42,729
有価証券関係損益()		34	6,615	5,788
金銭の信託の運用損益 ()		3,563	4,140	6,648
為替差損益()		53	1,481	779
動産不動産処分損益()		63		203
固定資産処分損益()			2,073	
リース資産処分損益()		5,493	1,004	1,761
特定取引資産の純増() 減		48,625	229,842	25,079
特定取引負債の純増減 ()		10,981	43,356	80,889
貸出金の純増()減		396,993	693,734	698,761
預金の純増減()		564,891	682,967	834,179
譲渡性預金の純増減()		53,315	191,015	215,234
債券の純増減()		60,903	260,017	223,723
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		3,299	46,243	76,499
社債(劣後特約付社債を除 く)の純増減()		4,333	6,845	18,001

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預け金(無利息預け金を除く)の純増()減		29,438	26,217	28,707
コールローン等の純増()減		47,000	30,000	20,000
買入金銭債権の純増()減		78,007	20,305	48,179
債券貸借取引支払保証金の純増()減		1,488	5,891	29,363
コールマネー等の純増減()		33,631	419,989	174,295
コマーシャル・ペーパーの純増減()		64,500	35,500	119,900
債券貸借取引受入担保金の純増減()		5,672	41,407	-
外国為替(資産)の純増()減		4,331	1,768	3,589
外国為替(負債)の純増減()		149	34	18
信託勘定借の純増減()		6,532	10,302	936
資金運用による収入		67,968	72,521	142,198
資金調達による支出		19,903	24,086	41,464
売買目的有価証券の純増()減		27,790	37,471	114,114
運用目的の金銭の信託の純増()減		4,975	59,235	59,176
リース資産の取得・売却等による純支出		68,499	77,836	125,396
その他		12,912	162,179	22,844
小計		221,150	265,637	278,941
法人税等の支払額		1,822	3,986	2,056
営業活動によるキャッシュ・フロー		219,327	261,651	280,998
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		1,866,752	1,210,621	3,380,505
有価証券の売却による収入		361,094	64,414	688,041
有価証券の償還による収入		1,392,514	861,947	2,825,196
金銭の信託の設定による支出		20,793	5,508	38,803
金銭の信託の解約・配当による収入		7,861	18,476	20,685
動産不動産(リース資産を除く)の取得による支出		2,797		6,488

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
有形固定資産(リース資産 を除く)の取得による支出			2,094	
動産不動産(リース資産を 除く)の売却による収入		954		2,136
有形固定資産(リース資産 を除く)の売却による収入			6,525	
新規連結子会社株式の取得 による支出		-	-	10,239
連結子会社株式の売却によ る収入		9,116	3,077	32,616
その他		-	2,272	3,103
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		118,800	266,054	135,741
財務活動によるキャッシュ・ フロー				
劣後特約付借入による収入		10,000	60,000	46,000
劣後特約付借入金返済によ る支出		-	98,000	77,000
劣後特約付社債の発行によ る収入		-	-	199,870
劣後特約付社債の償還によ る支出		3,000	10,945	11,166
少数株主からの払込による 収入		-	0	174,958
少数株主への子会社減資に よる支出		-	628	-
配当金支払額		3,688	3,947	7,635
少数株主への配当金支払 額		-	8,422	1,310
自己株式の取得による支出		2	136,671	1
自己株式の売却による収入		-	126	-
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		3,309	198,486	323,713
現金及び現金同等物に係る換 算差額		3	2	31
現金及び現金同等物の増減 ()額		103,839	202,887	178,487
現金及び現金同等物の期首残 高		162,226	340,713	162,226
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高		266,065	137,826	340,713

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 77社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 昭和オートリース沖縄株式会社は、当中間連結会計期間中に、サールサービス株式会社に変更しております。 なお、TAKU Investments Ltd.及びRisk Capital Enhanced Fund Ltd.は設立により、当中間連結会計期間から連結しております。 また、新生カード株式会社(注)は、解散により、連結の範囲から除外しております。 (注)新生カード株式会社については、平成17年9月15日付で解散決議を行ったことから、当中間連結会計期間は、損益計算書のみを連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 89社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、Shinsei Corporate Advisory Services Private Limited他5社は設立により、Uchisai Partners, L.P.及びその子会社1社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当中間連結会計期間から連結しております。 また、Hub Asset Funding Limitedは、解散により、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 82社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 株式会社ビーエムファイナンスは、当連結会計年度中に、新生銀ファイナンス株式会社に会社名を変更しています。 なお、全日信販株式会社(注)は株式取得により、Shinsei Finance (Cayman) Limited、Shinsei Finance II (Cayman) Limited他5社は設立により、Bronwyn Investments (Ireland) Limitedは支配権の獲得により、当連結会計年度から連結しております。 また、新生カード株式会社及び有限責任中間法人WAHOOアセットファンディングは解散により、連結の範囲から除外しております。株式会社エス・エル・エスは昭和リース株式会社との合併により消滅しております。 (注)全日信販株式会社は、平成18年3月24日付で当行の子会社となったことから、当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しております。</p>
	<p>(2) 非連結子会社 78社 主要な会社名 Showa Leasing (Hong Kong) LIMITED 非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 88社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 79社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 8社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited</p> <p>なお、昭和オートリース山形株式会社は、株式売却により、持分法適用関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 78社 主要な会社名 Showa Leasing (Hong Kong) LIMITED 持分法非適用の非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 27社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社他2社は設立により、ラフイア投資事業有限責任組合他9社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 88社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 13社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited</p> <p>なお、Woori-SB Asset Management Co.,Ltd.及びTerwin Holdings LLCは株式取得により、Consus SB First Securitization Speciality Co.,Ltd.他3社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。 また、昭和オートリース山形株式会社及びNorthern Halk Maritime S.A.は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 79社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 持分法非適用の非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 17社 7月末日 3社 9月末日 57社</p> <p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の16社はそれぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 27社 7月末日 3社 9月末日 59社</p> <p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち5社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の22社はそれぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 23社 1月末日 3社 3月末日 56社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち3社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の20社はそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>7月末日を中間決算日とする連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>7月末日を中間決算日とする連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>1月末日を決算日とする連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>当行及び連結子会社の動産不動産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p> <p>② ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>当行及び連結子会社の動産不動産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p> <p>② ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>③ 無形資産</p> <p>株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <p>償却方法 償却期間 商標価値 定額法 10年 商権価値 (顧客関係) 級数法 10年 商権価値 (加盟店関係) 級数法 20年</p> <p>(昭和リース株式会社)</p> <p>償却方法 償却期間 商標価値 定額法 10年 商権価値 (顧客関係) 級数法 20年 契約価値 (保守契約関係) 定額法 契約残存年数による 契約価値(サブリース契約関係) 定額法 契約残存年数による</p> <p>④ その他</p> <p>連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</p>	<p>(株式会社アプラス)</p> <p>償却方法 償却期間 商標価値 定額法 10年 商権価値 (顧客関係) 級数法 10年 商権価値 (加盟店関係) 級数法 20年</p> <p>(昭和リース株式会社)</p> <p>償却方法 償却期間 商標価値 定額法 10年 商権価値 (顧客関係) 級数法 20年 契約価値 (保守契約関係) 定額法 契約残存年数による 契約価値(サブリース契約関係) 定額法 契約残存年数による</p> <p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年または8年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他 同左</p>	<p>③ 無形資産</p> <p>株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、当該無形資産の償却額は「その他経常費用」に計上しております。また、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <p>償却方法 償却期間 商標価値 定額法 10年 商権価値 (顧客関係) 級数法 10年 商権価値 (加盟店関係) 級数法 20年</p> <p>(昭和リース株式会社)</p> <p>償却方法 償却期間 商標価値 定額法 10年 商権価値 (顧客関係) 級数法 20年 契約価値 (保守契約関係) 定額法 契約残存年数による 契約価値(サブリース契約関係) 定額法 契約残存年数による</p> <p>④ その他 同左</p>
	<p>(6) 繰延資産の処理方法</p> <p>当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法</p> <p>当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。</p> <p>(会計処理の変更)</p> <p>従来、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法</p> <p>当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>_____</p> <p>(二) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>間にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>（会計処理の変更）</p> <p>従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(ロ) 債券繰延資産（債券発行費用）は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ハ) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております</p> <p>_____</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,797百万円であります。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,347百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、当行の貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間連結会計期間より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金が20,822百万円増加し、経常利益が4,034百万円、税金等調整前中間純利益が20,822百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,106百万円であります。</p>
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
	(11) 動産不動産処分損失引当金の計上基準 動産不動産処分損失引当金は、当行支店等の移転に伴う原状回復費用等について、合理的に算出した損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。		

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、利息返還に伴う損失に対する引当金（前連結会計年度末残高1,050百万円）については「貸倒引当金」に含めて計上していましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間において、より適切な見積方法に基づき「利息返還損失引当金」として計上しております。</p> <p>なお、期首時点における見積方法変更差額909百万円については特別損失に計上しております。</p>	
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は124百万円、繰延ヘッジ利益は70百万円であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず、損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>
	<p>(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(17) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(17) 消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(18) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分割受領) 残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <p>① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース契約上收受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。</p>	<p>(18) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 同左</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 同左</p>	<p>(18) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 同左</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 同左</p>
5. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。	—————	連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。
6. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は749,759百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却していましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額とすることとしております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております(当中間連結会計期間末24,257百万円)。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、同法の施行日以降は「有価証券利息配当金」に含めて表示しております(当中間連結会計期間774百万円)。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア、無形資産及び無形リース資産は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、のれんとして「無形固定資産」に含めて表示しております(当中間連結会計期間末219,411百万円)。これに伴い、連結調整勘定償却額は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からはのれん償却額として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式24,714百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは25,479百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,348百万円、延滞債権額は48,209百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,860百万円、延滞債権額は5,373百万円であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,530百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,068百万円であります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,068百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は17,634百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式65,704百万円及び出資金8,235百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは72,565百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,077百万円、延滞債権額は19,401百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,252百万円、延滞債権額は3,575百万円であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,125百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は2,066百万円であります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,241百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は13,985百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式35,505百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは59,797百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,889百万円、延滞債権額は36,347百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,301百万円、延滞債権額は3,631百万円であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,125百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,337百万円であります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,832百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は16,265百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																																
<p>6. 貸出金に係る破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,157百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,936百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、127,911百万円であります。</p> <p>8. 当行の貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,856百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,669百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75百万円であります。</p> <p>10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>325,269百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,329百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>321百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,457百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保金</td> <td>5,672百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,276百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>1,225百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権1,962百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券125,870百万円を</p>	現金預け金	10百万円	有価証券	325,269百万円	貸出金	102百万円	その他資産	1,329百万円	動産不動産	321百万円	預金	5,457百万円	債券貸借取引受入担		保金	5,672百万円	借入金	3,276百万円	その他負債	1,225百万円	<p>6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,846百万円あります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,879百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、125,737百万円あります。</p> <p>8. 当行の貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、183,646百万円あります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を67,373百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額251,019百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は199百万円あります。</p> <p>10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>41,415百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>274,190百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>95,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>598百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保金</td> <td>41,407百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>84,593百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>908百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権44,737百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,001百万円を</p>	現金預け金	70百万円	特定取引資産	41,415百万円	有価証券	274,190百万円	貸出金	95,000百万円	預金	598百万円	債券貸借取引受入担		保金	41,407百万円	借入金	84,593百万円	支払承諾	908百万円	<p>6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,195百万円あります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,536百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、124,475百万円あります。</p> <p>8. 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、252,812百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円あります。</p> <p>10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>284,378百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>602百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>910百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権 455百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,124百万円を</p>	現金預け金	70百万円	有価証券	284,378百万円	預金	2,500百万円	借入金	602百万円	その他負債	910百万円
現金預け金	10百万円																																																	
有価証券	325,269百万円																																																	
貸出金	102百万円																																																	
その他資産	1,329百万円																																																	
動産不動産	321百万円																																																	
預金	5,457百万円																																																	
債券貸借取引受入担																																																		
保金	5,672百万円																																																	
借入金	3,276百万円																																																	
その他負債	1,225百万円																																																	
現金預け金	70百万円																																																	
特定取引資産	41,415百万円																																																	
有価証券	274,190百万円																																																	
貸出金	95,000百万円																																																	
預金	598百万円																																																	
債券貸借取引受入担																																																		
保金	41,407百万円																																																	
借入金	84,593百万円																																																	
支払承諾	908百万円																																																	
現金預け金	70百万円																																																	
有価証券	284,378百万円																																																	
預金	2,500百万円																																																	
借入金	602百万円																																																	
その他負債	910百万円																																																	

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は16,006百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7,899百万円であります。</p> <p>11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は3,579,203百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,360,162百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,914百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,396百万円です。</p> <p>13. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により計上された無形資産72,654百万円が含まれております。また、無形リース資産42,792百万円及び割賦売掛金415,677百万円が含まれております。</p> <p>14. 動産不動産には、有形リース資産310,664百万円が含まれております。</p> <p>15. 動産不動産の減価償却累計額 72,980百万円</p> <p>16. 動産不動産の圧縮記帳額 3,280百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は10,203百万円、保証金は16,178百万円です。</p> <p>11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,443,476百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,203,890百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>13. その他資産には、割賦売掛金483,950百万円が含まれております。</p> <p>14. 有形固定資産には、有形リース資産309,247百万円が含まれております。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額 186,075百万円</p> <p>16. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>17. 無形固定資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産63,887百万円及び無形リース資産42,214百万円が含まれております。</p>	<p>差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は14,663百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,322百万円です。</p> <p>11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,092,758百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,922,148百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は15,654百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,143百万円です。</p> <p>13. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産68,181百万円が含まれております。また、無形リース資産43,694百万円及び割賦売掛金472,901百万円が含まれております。</p> <p>14. 動産不動産には、有形リース資産308,432百万円が含まれております。</p> <p>15. 動産不動産の減価償却累計額 134,847百万円</p> <p>16. 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金185,000百万円が含まれております。</p> <p>19. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債70,270百万円が含まれております。</p>	<p>18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金106,000百万円が含まれております。</p> <p>19. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債257,642百万円が含まれております。</p>	<p>18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金144,000百万円が含まれております。</p> <p>19. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債262,293百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 . その他業務収益には、リース収入 85,091百万円を含んでおります。 2 . その他経常収益には、金銭の信託運用 益6,669百万円を含んでおります。 3 . その他業務費用には、リース原価 76,108百万円を含んでおります。 5 . その他経常費用には、連結調整勘定償 却額10,113百万円並びに株式会社アブラ ス、昭和リース株式会社及びそれらの連 結子会社に対する支配権獲得時における 全面時価評価法の適用により計上された 無形資産に係る償却額4,575百万円が含 まれております。	1 . その他業務収益には、リース収入 82,975百万円を含んでおります。 2 . その他経常収益には、金銭の信託運用 益6,271百万円を含んでおります。 3 . その他業務費用には、リース原価 74,808百万円を含んでおります。 4 . 営業経費には、のれん償却額6,246百 万円並びに株式会社アプラス、昭和リー ス株式会社及びそれらの連結子会社に対 する支配権獲得時における全面時価評価 法の適用により計上された無形資産に係 る当中間連結会計期間における償却額 4,294百万円が含まれております。	1 . その他業務収益には、リース収入 168,352百万円を含んでおります。 2 . その他経常収益には、金銭の信託運用 益23,505百万円を含んでおります。 3 . その他業務費用には、リース原価 152,163百万円を含んでおります。 6 . 特別利益には、子会社株式売却益 2,570百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,358,537	200,033	-	1,558,570	(注)1
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	600,000	-	300,000	300,000	(注)3
合計	2,033,065	200,033	300,000	1,933,098	
自己株式					
普通株式	17	181,622	189	181,450	(注)2
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注)3
合計	17	481,622	300,189	181,450	

(注)1. 平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により普通株式200,033千株を交付したものであります。

2. 当中間連結会計期間中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は上記により交付した普通株式の一部を取得したものであります。

3. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年3月31日	平成18年6月8日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	2,286	その他利益 剰余金	1.66	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年 9月30日現在 現金預け金勘定 352,584百万円 有利息預け金 86,518百万円 現金及び現金同等物 266,065百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年 9月30日現在 現金預け金勘定 312,406百万円 有利息預け金 174,579百万円 現金及び現金同等物 137,826百万円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年 3月31日現在 現金預け金勘定 488,601百万円 有利息預け金 147,887百万円 現金及び現金同等物 340,713百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)																																																																																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,871百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>219百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,090百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>700百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>123百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>824百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,170百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>96百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,266百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>746百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,592百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,339百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>418百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>382百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>40百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <p>取得価額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>332,676百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>59,069百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>391,746百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>53,965百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,376百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>63,342百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>278,710百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>49,693百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>328,404百万円</td></tr> </table>	動産	2,871百万円	その他	219百万円	合計	3,090百万円	動産	700百万円	その他	123百万円	合計	824百万円	動産	2,170百万円	その他	96百万円	合計	2,266百万円	1年内	746百万円	1年超	1,592百万円	合計	2,339百万円	支払リース料	418百万円	減価償却費相当額	382百万円	支払利息相当額	40百万円	動産	332,676百万円	その他	59,069百万円	合計	391,746百万円	動産	53,965百万円	その他	9,376百万円	合計	63,342百万円	動産	278,710百万円	その他	49,693百万円	合計	328,404百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>3,147百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,369百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,489百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>101百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,590百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,658百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>120百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,779百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>829百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,027百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,857百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>464百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>428百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>32百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <p>取得価額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>421,604百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>72,528百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>494,133百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>148,424百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>25,190百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>173,614百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>273,180百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>47,337百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>320,518百万円</td></tr> </table>	動産	3,147百万円	その他	221百万円	合計	3,369百万円	動産	1,489百万円	その他	101百万円	合計	1,590百万円	動産	1,658百万円	その他	120百万円	合計	1,779百万円	1年内	829百万円	1年超	1,027百万円	合計	1,857百万円	支払リース料	464百万円	減価償却費相当額	428百万円	支払利息相当額	32百万円	動産	421,604百万円	その他	72,528百万円	合計	494,133百万円	動産	148,424百万円	その他	25,190百万円	合計	173,614百万円	動産	273,180百万円	その他	47,337百万円	合計	320,518百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,983百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>267百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,250百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,029百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>141百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,171百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,953百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>126百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,079百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>796百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,365百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,161百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>835百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>768百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>77百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <p>取得価額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>383,009百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>67,011百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>450,020百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>102,461百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16,685百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>119,147百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>280,548百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>50,325百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>330,873百万円</td></tr> </table>	動産	2,983百万円	その他	267百万円	合計	3,250百万円	動産	1,029百万円	その他	141百万円	合計	1,171百万円	動産	1,953百万円	その他	126百万円	合計	2,079百万円	1年内	796百万円	1年超	1,365百万円	合計	2,161百万円	支払リース料	835百万円	減価償却費相当額	768百万円	支払利息相当額	77百万円	動産	383,009百万円	その他	67,011百万円	合計	450,020百万円	動産	102,461百万円	その他	16,685百万円	合計	119,147百万円	動産	280,548百万円	その他	50,325百万円	合計	330,873百万円
動産	2,871百万円																																																																																																																																																	
その他	219百万円																																																																																																																																																	
合計	3,090百万円																																																																																																																																																	
動産	700百万円																																																																																																																																																	
その他	123百万円																																																																																																																																																	
合計	824百万円																																																																																																																																																	
動産	2,170百万円																																																																																																																																																	
その他	96百万円																																																																																																																																																	
合計	2,266百万円																																																																																																																																																	
1年内	746百万円																																																																																																																																																	
1年超	1,592百万円																																																																																																																																																	
合計	2,339百万円																																																																																																																																																	
支払リース料	418百万円																																																																																																																																																	
減価償却費相当額	382百万円																																																																																																																																																	
支払利息相当額	40百万円																																																																																																																																																	
動産	332,676百万円																																																																																																																																																	
その他	59,069百万円																																																																																																																																																	
合計	391,746百万円																																																																																																																																																	
動産	53,965百万円																																																																																																																																																	
その他	9,376百万円																																																																																																																																																	
合計	63,342百万円																																																																																																																																																	
動産	278,710百万円																																																																																																																																																	
その他	49,693百万円																																																																																																																																																	
合計	328,404百万円																																																																																																																																																	
動産	3,147百万円																																																																																																																																																	
その他	221百万円																																																																																																																																																	
合計	3,369百万円																																																																																																																																																	
動産	1,489百万円																																																																																																																																																	
その他	101百万円																																																																																																																																																	
合計	1,590百万円																																																																																																																																																	
動産	1,658百万円																																																																																																																																																	
その他	120百万円																																																																																																																																																	
合計	1,779百万円																																																																																																																																																	
1年内	829百万円																																																																																																																																																	
1年超	1,027百万円																																																																																																																																																	
合計	1,857百万円																																																																																																																																																	
支払リース料	464百万円																																																																																																																																																	
減価償却費相当額	428百万円																																																																																																																																																	
支払利息相当額	32百万円																																																																																																																																																	
動産	421,604百万円																																																																																																																																																	
その他	72,528百万円																																																																																																																																																	
合計	494,133百万円																																																																																																																																																	
動産	148,424百万円																																																																																																																																																	
その他	25,190百万円																																																																																																																																																	
合計	173,614百万円																																																																																																																																																	
動産	273,180百万円																																																																																																																																																	
その他	47,337百万円																																																																																																																																																	
合計	320,518百万円																																																																																																																																																	
動産	2,983百万円																																																																																																																																																	
その他	267百万円																																																																																																																																																	
合計	3,250百万円																																																																																																																																																	
動産	1,029百万円																																																																																																																																																	
その他	141百万円																																																																																																																																																	
合計	1,171百万円																																																																																																																																																	
動産	1,953百万円																																																																																																																																																	
その他	126百万円																																																																																																																																																	
合計	2,079百万円																																																																																																																																																	
1年内	796百万円																																																																																																																																																	
1年超	1,365百万円																																																																																																																																																	
合計	2,161百万円																																																																																																																																																	
支払リース料	835百万円																																																																																																																																																	
減価償却費相当額	768百万円																																																																																																																																																	
支払利息相当額	77百万円																																																																																																																																																	
動産	383,009百万円																																																																																																																																																	
その他	67,011百万円																																																																																																																																																	
合計	450,020百万円																																																																																																																																																	
動産	102,461百万円																																																																																																																																																	
その他	16,685百万円																																																																																																																																																	
合計	119,147百万円																																																																																																																																																	
動産	280,548百万円																																																																																																																																																	
その他	50,325百万円																																																																																																																																																	
合計	330,873百万円																																																																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)																																																																								
<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>116,976百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>227,282百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>344,258百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>72,765百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>62,151百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>7,508百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2.オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,298百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,066百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,365百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>9,418百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,447百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,865百万円</td> </tr> </table>	1年内	116,976百万円	1年超	227,282百万円	合計	344,258百万円	受取リース料	72,765百万円	減価償却費	62,151百万円	受取利息相当額	7,508百万円	1年内	1,298百万円	1年超	5,066百万円	合計	6,365百万円	1年内	9,418百万円	1年超	11,447百万円	合計	20,865百万円	<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>112,918百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>338,423百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>451,342百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>69,147百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>61,438百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>8,169百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2.オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,410百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,435百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,845百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8,168百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,138百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,307百万円</td> </tr> </table>	1年内	112,918百万円	1年超	338,423百万円	合計	451,342百万円	受取リース料	69,147百万円	減価償却費	61,438百万円	受取利息相当額	8,169百万円	1年内	1,410百万円	1年超	4,435百万円	合計	5,845百万円	1年内	8,168百万円	1年超	8,138百万円	合計	16,307百万円	<p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>113,478百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>226,059百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>339,538百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>144,213百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>120,067百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>14,832百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2.オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,374百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,934百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,308百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>7,814百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,437百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,252百万円</td> </tr> </table>	1年内	113,478百万円	1年超	226,059百万円	合計	339,538百万円	受取リース料	144,213百万円	減価償却費	120,067百万円	受取利息相当額	14,832百万円	1年内	1,374百万円	1年超	4,934百万円	合計	6,308百万円	1年内	7,814百万円	1年超	7,437百万円	合計	15,252百万円
1年内	116,976百万円																																																																									
1年超	227,282百万円																																																																									
合計	344,258百万円																																																																									
受取リース料	72,765百万円																																																																									
減価償却費	62,151百万円																																																																									
受取利息相当額	7,508百万円																																																																									
1年内	1,298百万円																																																																									
1年超	5,066百万円																																																																									
合計	6,365百万円																																																																									
1年内	9,418百万円																																																																									
1年超	11,447百万円																																																																									
合計	20,865百万円																																																																									
1年内	112,918百万円																																																																									
1年超	338,423百万円																																																																									
合計	451,342百万円																																																																									
受取リース料	69,147百万円																																																																									
減価償却費	61,438百万円																																																																									
受取利息相当額	8,169百万円																																																																									
1年内	1,410百万円																																																																									
1年超	4,435百万円																																																																									
合計	5,845百万円																																																																									
1年内	8,168百万円																																																																									
1年超	8,138百万円																																																																									
合計	16,307百万円																																																																									
1年内	113,478百万円																																																																									
1年超	226,059百万円																																																																									
合計	339,538百万円																																																																									
受取リース料	144,213百万円																																																																									
減価償却費	120,067百万円																																																																									
受取利息相当額	14,832百万円																																																																									
1年内	1,374百万円																																																																									
1年超	4,934百万円																																																																									
合計	6,308百万円																																																																									
1年内	7,814百万円																																																																									
1年超	7,437百万円																																																																									
合計	15,252百万円																																																																									

(有価証券関係)

(注1) (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	160,534	159,741	793	0	793
国債	160,534	159,741	793	0	793

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,604	20,883	4,278	4,502	223
債券	1,004,068	1,001,530	2,538	118	2,656
国債	469,996	467,531	2,465	8	2,474
地方債	166,163	166,083	80	0	80
社債	367,908	367,915	6	109	102
その他	137,424	140,632	3,399	4,143	743
合計	1,158,097	1,163,046	5,139	8,763	3,623

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記「評価差額」には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)191百万円は含まれておりません。

4. 「その他」は主として外国債券であります。

5. 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	253,653
非上場株式	5,376
非上場地方債	105
非上場社債	215,327
非上場外国証券	23,846
その他	8,998
非連結子会社・関連会社株式	24,714

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（は損） （百万円）
国債	314,437	313,112	1,324
社債	32,472	32,476	4
合計	346,909	345,589	1,320

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （は損） （百万円）
株式	11,984	13,432	1,447
債券	653,927	650,877	3,050
国債	396,134	392,936	3,197
地方債	71,796	71,764	31
社債	185,996	186,175	179
その他	280,215	281,470	1,227
合計	946,127	945,780	374

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 上記「評価差額」には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（益）27百万円は含まれておりません。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

5. その他有価証券で時価のあるものについて、323百万円の減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	213,261
非上場株式	6,754
非上場地方債	4
非上場社債	131,421
非上場外国証券	61,731
その他	13,349
非連結子会社・関連会社株式	65,704

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	205,044	3,471

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	160,454	157,949	2,505	0	2,505

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	19,087	24,652	5,564	5,678	114
債券	679,034	674,341	4,693	66	4,760
国債	322,705	318,123	4,582	4	4,587
地方債	81,164	81,132	32	0	32
社債	275,164	275,085	78	62	140
その他	153,281	155,931	2,675	3,390	715
合計	851,404	854,925	3,546	9,136	5,590

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（損）25百万円は含まれておりません。

4. 「その他」は主として外国債券であります。

5．時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

6．その他有価証券で時価のあるものについて、10百万円の減損処理を行っております。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	688,993	8,054	2,403

5．時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	280,939
非上場株式	5,969
非上場地方債	4
非上場社債	212,439
非上場外国証券	52,879
その他	9,646
非連結子会社・関連会社株式	35,505

6．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	547,772	450,434	2,477	46,556
国債	146,674	282,916	2,431	46,556
地方債	81,122	4	9	-
社債	319,974	167,512	36	-
その他	7,125	102,566	53,078	22,953
合計	554,897	553,000	55,555	69,509

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成17年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	170,460	170,460	-	-	-

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	169,893	169,893	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	277,434	5,730

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	178,732	178,732	-	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権)

前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	151,471	805

前連結会計年度末 (平成18年 3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	177,314	5,028

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	5,139
その他有価証券 (注)	5,139
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	2,084
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,055
() 少数株主持分相当額	353
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	92
その他有価証券評価差額金	2,794

(注) 時価評価されていない有価証券に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び投資事業有限責任組合等への出資持分に係る評価差額金 0 百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	108
その他有価証券（注）	108
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	516
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	625
（ ）少数株主持分相当額	64
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	133
その他有価証券評価差額金	556

（注）時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額265百万円が含まれております。

前連結会計年度末（平成18年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	3,609
その他有価証券（注）	3,609
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	1,472
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	2,137
（ ）少数株主持分相当額	154
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	225
その他有価証券評価差額金	2,208

（注）時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額金63百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	22,825	2	2
	金利オプション	92,363	23	5
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	6,150,479	282	282
	金利スワップション	3,115,789	12,503	9,345
	金利オプション	745,607	571	6,181
	その他	-	-	-
	合計	-	12,241	15,236

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ625百万円及び3,849百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	154,548	615	615
	為替予約	468,529	3,589	3,589
	通貨オプション	410,431	1,718	2,957
	その他	-	-	-
	合計	-	4,691	5,930

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	24,760	1,970	1,970
	株式指数オプション	14,245	1,032	1,059
	個別株オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	150,178	3,302	34
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他	171,999	417	686
	合計	-	118	2,378

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	25,760	88	88
	債券先物オプション	1,262	1	1
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	90	87

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,204,300	277	277
	その他	-	-	-
	合計	-	277	277

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	364,429	149	149
	金利オプション	110,892	4	8
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	9,371,067	3,201	3,201
	金利スワップション	4,250,987	28,468	40,188
	金利オプション	510,726	24	2,062
	その他	-	-	-
	合計	-	25,137	38,891

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,062百万円及び4,197百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	623,506	10,107	10,107
	為替予約	1,040,988	3,787	3,787
	通貨オプション	1,467,704	753	8,354
	その他	-	-	-
	合計	-	13,141	22,249

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	47,053	287	287
	株式指数オプション	2,949	25	57
	個別株オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	436,921	4,803	917
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他	207,848	6,492	6,391
	合計	-	2,002	7,539

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	29,712	51	51
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	51	51

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,858,774	373	373
	その他	-	-	-
	合計	-	373	373

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
債券関連	債券先物
商品関連	商品スワップ
クレジット	クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連	

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧客取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なお、ALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び、「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

なお、VAR法による平成17年4月1日から平成18年3月31日の間における当行トレーディング業務の市場リスク計測値は平均値9.5億円、最大値16.5億円、となっております。（方法：分散・共分散法、変動幅：2.33標準偏差（99%の確率事象をカバー）、保有期間：10日）

信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成18年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,227百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。平成18年3月末日の自己資本比率（国内基準）に基づく連結ベースでの信用リスク・アセット（市場リスクとして認識しているクレジットデリバティブを除く）は988億円であります。

流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成18年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は3,630百万円であります。なお、「2.取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	301,098	33,357	734	734
	買建	335,842	46,737	597	597
	金利オプション				
	売建	23,765	-	26	13
	買建	20,034	-	33	18
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,933,423	3,481,987	78,260	78,260
	受取変動・支払固定	2,528,672	2,002,349	33,658	33,658
	受取変動・支払変動	614,399	563,692	3,470	3,470
	受取固定・支払固定	4,732	-	0	0
	金利スワップション				
	売建	1,591,499	1,519,853	28,749	11,716
	買建	2,028,730	1,912,083	86,178	81,734
	金利オプション				
	売建	365,478	252,535	1,316	2,263
	買建	325,500	200,205	571	529
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	15,697	30,761

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	505,296	439,175	3,442	3,442
	為替予約				
	売建	513,678	68,290	8,071	8,071
	買建	275,672	170,701	10,993	10,993
	通貨オプション				
	売建	393,870	268,803	17,767	1,013
	買建	451,841	254,277	18,939	6,245
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	7,536	11,595

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	36,576	-	2,605	2,605
	株式指数オプション				
	売建	3,692	-	1,396	970
	買建	12,127	-	2,129	1,382
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	198,324	81,292	20,082	10,244
	買建	121,705	39,460	11,833	7,097
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取				
	・短期変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取				
	・株価指数変化率支払	-	-	-	-
	その他				
	売建	9,003	8,300	47	30
買建	169,726	161,915	10,328	7,723	
	合計	-	-	5,368	7,624

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	4,547	-	10	10
	買建	63,939	-	7	7
	債券先物オプション				
	売建	3,578	-	4	2
	買建	3,073	-	11	5
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	18	6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	695,368	673,907	1,355	1,355
	買建	679,636	659,850	1,797	1,797
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	442	442

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	354.68	383.20	380.20
1株当たり中間(当期)純利益	円	26.33	27.19	53.16
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	18.71	19.54	37.75

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(追加情報)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

		前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年 3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	-	1,010,750	-
純資産の部の合計額から控 除する金額	百万円	-	483,032	-
うち優先株式発行価額	百万円	-	216,886	-
うち中間優先配当額	百万円	-	1,210	-
うち新株予約権	百万円	-	260	-
うち少数株主持分	百万円	-	264,675	-
普通株式に係る 中間期末の純資産額	百万円	-	527,718	-
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末の普 通株式の数	千株	-	1,377,120	-

2. 1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益	百万円	37,706	38,857	76,099
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,936	1,210	3,872
うち利益処分による 役員賞与金	百万円	-	-	-
うち利益処分による 優先配当額	百万円	-	-	1,936
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,210	1,936
普通株式に係る 中間（当期）純利益	百万円	35,770	37,646	72,226
普通株式の（中間）期中 平均株式数	千株	1,358,521	1,384,101	1,358,521
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益調整額	百万円	1,936	1,210	3,872
うち支払利息 （税額相当額控除後）	百万円	-	-	-
うち利益処分による 優先配当額	百万円	-	-	1,936
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,210	1,936
普通株式増加数	千株	656,636	604,012	657,311
うち優先株式	千株	656,350	601,424	656,350
うち新株予約権	千株	285	2,588	960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権7種類（新株予約権の数10,086個）。新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類（新株予約権の数10,060個）。新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類（新株予約権の数9,547個）。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>1. 自己株式の消却 平成18年11月15日開催の当行取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式181,443千株(当中間連結会計期間末株式数)のうち普通株式85,000千株の消却を決議し、平成18年11月16日に消却手続は完了いたしました。</p> <p>2. 関連会社株式の売却 当行の関連会社であるBlueBay Asset Management Limitedの普通株式のロンドン株式市場への上場の際し、当行が保有する同社株式を売却いたしました。</p> <p>当該事象の発生年月日 売引出受契約締結日 平成18年11月17日</p> <p>受渡期日 平成18年11月22日</p> <p>当該事象の内容 売却株式 BlueBay Asset Management Limited株式 20,000千株</p> <p>売却株式の簿価 975百万円</p> <p>売却価額の総額 13,424百万円 (60,000千英ポンド)</p> <p>売却後の持分比率 5.25%</p> <p>当該事象の連結損益に与える影響 これにより、関連会社株式売却益11,651百万円を平成19年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>	<p>1. 自己株式の取得 平成18年5月23日開催の当行取締役会において、当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、平成18年6月27日開催予定の当行第6期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>(ロ)取得する株式の総数 30百万株(上限) (発行済普通株式総数に対する割合 2.21%)</p> <p>(ハ)株式の取得金額の総額 300億円(上限)</p> <p>(ニ)自己株式取得の期間 平成18年6月27日開催予定の当行第6期定時株主総会終結の時から1年間</p>

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	10	206,602	2.98	137,839	1.67	315,282	4.37
コールローン		117,000	1.68	20,000	0.24	50,000	0.69
債券貸借取引支払保証金		5,232	0.07	27,215	0.33	33,107	0.46
買入金銭債権		40,365	0.58	63,778	0.77	40,233	0.56
特定取引資産	2, 10	111,506	1.61	393,601	4.77	173,315	2.41
金銭の信託		440,625	6.35	628,396	7.62	556,448	7.72
有価証券	1, 2,10	2,016,488	29.04	2,049,116	24.86	1,809,798	25.11
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9, 10,11	3,788,017	54.56	4,683,764	56.82	3,961,246	54.95
外国為替	9	12,881	0.19	13,908	0.17	12,140	0.17
その他資産	10, 12	215,141	3.10	238,584	2.89	282,669	3.92
動産不動産	10, 13,14	27,204	0.39	-	-	26,701	0.37
有形固定資産	13, 14	-	-	21,337	0.26	-	-
無形固定資産		-	-	13,694	0.17	-	-
債券繰延資産		206	0.00	115	0.00	177	0.00
繰延税金資産		24,979	0.36	29,537	0.36	27,965	0.39
支払承諾見返		51,456	0.74	21,544	0.26	30,985	0.43
貸倒引当金		114,598	1.65	98,492	1.19	111,421	1.55
資産の部合計		6,943,109	100.00	8,243,944	100.00	7,208,651	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	10	3,727,643	53.69	4,665,697	56.60	4,000,819	55.50
譲渡性預金		319,292	4.60	348,388	4.23	157,373	2.18
債券		1,185,538	17.07	759,501	9.21	1,021,419	14.17
コールマネー		170,664	2.46	449,989	5.46	30,000	0.42
債券貸借取引受入担保金	10	5,672	0.08	41,407	0.50	-	-
特定取引負債		68,963	0.99	98,099	1.19	129,059	1.79
借入金	10, 15	339,962	4.90	320,850	3.89	314,789	4.37
外国為替		447	0.01	286	0.00	325	0.00
社債	16	50,000	0.72	459,492	5.57	447,024	6.20
その他負債	10, 12	194,904	2.81	328,503	3.99	213,567	2.96
賞与引当金		4,830	0.07	5,379	0.07	10,040	0.14
退職給付引当金		811	0.01	161	0.00	200	0.00
動産不動産処分損失引当金		153	0.00	-	-	-	-
支払承諾	10	51,456	0.74	21,544	0.26	30,985	0.43
負債の部合計		6,120,341	88.15	7,499,300	90.97	6,355,605	88.16
(資本の部)							
資本金		451,296	6.50	-	-	451,296	6.26
資本剰余金		18,558	0.27	-	-	18,558	0.26
資本準備金		18,558				18,558	
利益剰余金		348,736	5.02	-	-	380,526	5.28
利益準備金		6,987				7,777	
中間(当期)未処分利益		341,749				372,749	
その他有価証券評価差額金		4,181	0.06	-	-	2,670	0.04
自己株式		5	0.00	-	-	6	0.00
資本の部合計		822,768	11.85	-	-	853,046	11.84
負債及び資本の部合計		6,943,109	100.00	-	-	7,208,651	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金			-	451,296	5.48		-
資本剰余金			-	18,558	0.23		-
資本準備金				18,558			
利益剰余金			-	418,150	5.07		-
利益準備金				8,567			
その他利益剰余金				409,583			
繰越利益剰余金				409,583			
自己株式			-	136,538	1.66		-
株主資本合計			-	751,467	9.12		-
その他有価証券評価差額金			-	1,397	0.02		-
繰延ヘッジ損益			-	5,687	0.07		-
評価・換算差額等合計			-	7,084	0.09		-
新株予約権			-	260	0.00		-
純資産の部合計			-	744,643	9.03		-
負債及び純資産の部合計			-	8,243,944	100.00		-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		95,058	100.00	115,397	100.00	197,284	100.00
資金運用収益		42,705		59,282		82,620	
(うち貸出金利息)		(28,830)		(31,725)		(57,895)	
(うち有価証券利息配当金)		(11,823)		(20,731)		(21,036)	
役務取引等収益		10,308		12,010		22,065	
特定取引収益		10,252		9,296		20,740	
その他業務収益		16,351		10,608		23,523	
その他経常収益	1	15,441		24,199		48,334	
経常費用		62,165	65.40	89,038	77.16	136,787	69.34
資金調達費用		15,234		32,144		32,398	
(うち預金利息)		(8,075)		(13,458)		(16,932)	
(うち債券利息)		(2,626)		(1,558)		(4,720)	
役務取引等費用		4,766		5,774		10,659	
特定取引費用		170		224		463	
その他業務費用		2,408		4,480		5,415	
営業経費	2	36,491		39,846		73,860	
その他経常費用		3,093		6,567		13,990	
経常利益		32,892	34.60	26,358	22.84	60,497	30.66
特別利益	3	3,075	3.23	12,828	11.12	6,261	3.17
特別損失		33	0.03	378	0.33	119	0.06
税引前中間(当期)純利益		35,934	37.80	38,808	33.63	66,639	33.77
法人税、住民税及び事業税		2,908	3.06	1,625	1.41	5,991	3.04
法人税等調整額		310	0.33	1,150	1.00	2,260	1.15
中間(当期)純利益		39,153	41.19	41,584	36.04	74,890	37.96
前期繰越利益		302,595				302,595	
中間配当額		-				3,947	
中間配当に伴う利益準備金積立額		-				789	
中間(当期)未処分利益		341,749				372,749	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	7,777	372,749	380,526	6	850,375	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)				790	4,737	3,947		3,947	
中間純利益					41,584	41,584		41,584	
自己株式の取得							136,672	136,672	
自己株式の処分					13	13	140	126	
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	790	36,833	37,623	136,532	98,908	
平成18年9月30日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	8,567	409,583	418,150	136,538	751,467	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,670	-	2,670	-	853,046
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					3,947
中間純利益					41,584
自己株式の取得					136,672
自己株式の処分					126
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	4,068	5,687	9,755	260	9,494
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	4,068	5,687	9,755	260	108,402
平成18年9月30日残高 (百万円)	1,397	5,687	7,084	260	744,643

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>
3. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		(会計方針の変更) 従来、その他有価証券が関連会社株式に該当することになった場合は、時価で関連会社株式に振替え、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債(中間貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示)を計上しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日)が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間において、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「有価証券」中の関連会社株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。	
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 13年～50年 動産 2年～15年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 13年～50年 動産 2年～15年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 13年～50年 動産 2年～15年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6. 繰延資産の処理方法	<p>繰延資産は次のとおり償却しております。</p> <p>(1) その他資産のうち社債発行費は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>繰延資産は次のとおり償却しております。</p> <p>(1) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内</p>	<p>繰延資産は次のとおり償却しております。</p> <p>(1) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。	で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	(3) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>予想損失額を引き当てておりません。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,797百万円であります。</p>	<p>予想損失額を引き当てておりません。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,377百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間会計期間より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金が21,082百万円増加し、特別利益が同額減少しております。</p>	<p>予想損失額を引き当てておりません。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,441百万円であります。</p>
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(4) 動産不動産処分損失引当金</p> <p>動産不動産処分損失引当金は、支店等の移転に伴う原状回復費用等について、合理的に算出した損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。</p>		
8. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	同左	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
9. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
10. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は124百万円、繰延ヘッジ利益は70百万円であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。	(ハ) 内部取引等 同左	(ハ) 内部取引等 同左
11. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
12. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	連結納税制度の適用 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は750,070百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額とすることとしております。これによる中間貸借対照表等と与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表・中間損益計算書関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております(当中間会計期間末20,268百万円)。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、同法の施行日以降は「有価証券利息配当金」に含めて表示しております(当中間会計期間908百万円)。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 363,917百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは25,349百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,572百万円、延滞債権額は27,548百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は105百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,298百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,524百万円であります。</p> <p>なお、3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 480,233百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは72,471百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は232百万円、延滞債権額は8,117百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,235百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,638百万円あります。</p> <p>なお、3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 352,967百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは59,597百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は586百万円、延滞債権額は20,443百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,069百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,123百万円あります。</p> <p>なお、3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																																		
<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、127,911百万円であります。</p> <p>8. 貸出債権証券化 (CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,856百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,669百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75百万円であります。</p> <p>10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="215 1064 566 1153"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>321,241百万円</td></tr> </table> <table border="0" data-bbox="215 1220 566 1377"> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>5,457百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担</td><td>5,672百万円</td></tr> <tr><td>保金</td><td></td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>912百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券125,835百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は5,284百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,088百万円であります。</p> <p>11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,469,950百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,245,038百万円あります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	321,241百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,457百万円	債券貸借取引受入担	5,672百万円	保金		その他負債	912百万円	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、125,737百万円であります。</p> <p>8. 貸出債権証券化 (CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、183,646百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を67,373百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額251,019百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は199百万円であります。</p> <p>10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="646 1064 997 1209"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>41,415百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>271,984百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>95,000百万円</td></tr> </table> <table border="0" data-bbox="646 1220 997 1400"> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>598百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担</td><td>41,407百万円</td></tr> <tr><td>保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>53,600百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>908百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,966百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は328百万円、保証金は5,121百万円であります。</p> <p>11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,117,837百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,873,461百万円あります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	特定取引資産	41,415百万円	有価証券	271,984百万円	貸出金	95,000百万円	担保資産に対応する債務		預金	598百万円	債券貸借取引受入担	41,407百万円	保金		借入金	53,600百万円	支払承諾	908百万円	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、124,475百万円であります。</p> <p>8. 貸出債権証券化 (CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円であります。</p> <p>10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1077 1064 1428 1153"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>282,005百万円</td></tr> </table> <table border="0" data-bbox="1077 1220 1428 1310"> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>2,500百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>910百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,089百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は5,169百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,629百万円であります。</p> <p>11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,952,367百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,777,363百万円あります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	282,005百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,500百万円	その他負債	910百万円
担保に供している資産																																																				
現金預け金	10百万円																																																			
有価証券	321,241百万円																																																			
担保資産に対応する債務																																																				
預金	5,457百万円																																																			
債券貸借取引受入担	5,672百万円																																																			
保金																																																				
その他負債	912百万円																																																			
担保に供している資産																																																				
現金預け金	10百万円																																																			
特定取引資産	41,415百万円																																																			
有価証券	271,984百万円																																																			
貸出金	95,000百万円																																																			
担保資産に対応する債務																																																				
預金	598百万円																																																			
債券貸借取引受入担	41,407百万円																																																			
保金																																																				
借入金	53,600百万円																																																			
支払承諾	908百万円																																																			
担保に供している資産																																																				
現金預け金	10百万円																																																			
有価証券	282,005百万円																																																			
担保資産に対応する債務																																																				
預金	2,500百万円																																																			
その他負債	910百万円																																																			

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,929百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,560百万円であります。</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 11,361百万円</p> <p>14. 動産不動産の圧縮記帳額 3,280百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金205,270百万円が含まれております。</p> <p>16. 社債は、劣後特約付社債50,000百万円です。</p> <p>17. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年13円)を超えて配当することはありません。 同様に平成12年4月1日発行の第三回乙種優先株式の株主に対しては、優先配当金(1株につき年4円84銭)を超えて配当することはありません。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>13. 有形固定資産の減価償却累計額 13,573百万円</p> <p>14. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金107,500百万円が含まれております。</p> <p>16. 社債には、劣後特約付社債433,243百万円が含まれております。</p> <p>17. 配当制限 同左</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,617百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,196百万円です。</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 12,475百万円</p> <p>14. 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金156,423百万円が含まれております。</p> <p>16. 社債には、劣後特約付社債419,309百万円、永久劣後特約付社債7,000百万円が含まれております。</p> <p>17. 配当制限 同左</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、金銭の信託運用益12,264百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,348百万円 その他 1,878百万円</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金取崩額2,888百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,672百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,414百万円 その他 2,009百万円</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金取崩額12,807百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、金銭の信託運用益39,787百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 2,838百万円 その他 3,953百万円</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金取崩額5,498百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	9	181,622	189	181,443	(注)1
第三回乙種優先 株式	-	300,000	300,000	-	(注)2
合計	9	481,622	300,189	181,443	

(注)1. 当中間会計期間中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により交付した普通株式200,033千株の一部を取得したものであります。

2. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,302百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,322百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>113百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>699百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>813百万円</td> </tr> </table>	動産	95百万円	合計	95百万円	動産	45百万円	合計	45百万円	動産	49百万円	合計	49百万円	1年内	16百万円	1年超	34百万円	合計	50百万円	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	9百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,020百万円	1年超	3,302百万円	合計	4,322百万円	1年内	113百万円	1年超	699百万円	合計	813百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>71百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,131百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,947百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,079百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>683百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>802百万円</td> </tr> </table>	動産	71百万円	合計	71百万円	動産	35百万円	合計	35百万円	動産	36百万円	合計	36百万円	1年内	13百万円	1年超	23百万円	合計	37百万円	支払リース料	7百万円	減価償却費相当額	7百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,131百万円	1年超	2,947百万円	合計	4,079百万円	1年内	119百万円	1年超	683百万円	合計	802百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>71百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45百万円</td> </tr> </table> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,096百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,307百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,404百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>703百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>781百万円</td> </tr> </table>	動産	71百万円	合計	71百万円	動産	28百万円	合計	28百万円	動産	43百万円	合計	43百万円	1年内	14百万円	1年超	30百万円	合計	45百万円	支払リース料	19百万円	減価償却費相当額	18百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	1,096百万円	1年超	3,307百万円	合計	4,404百万円	1年内	77百万円	1年超	703百万円	合計	781百万円
動産	95百万円																																																																																																													
合計	95百万円																																																																																																													
動産	45百万円																																																																																																													
合計	45百万円																																																																																																													
動産	49百万円																																																																																																													
合計	49百万円																																																																																																													
1年内	16百万円																																																																																																													
1年超	34百万円																																																																																																													
合計	50百万円																																																																																																													
支払リース料	10百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	9百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
1年内	1,020百万円																																																																																																													
1年超	3,302百万円																																																																																																													
合計	4,322百万円																																																																																																													
1年内	113百万円																																																																																																													
1年超	699百万円																																																																																																													
合計	813百万円																																																																																																													
動産	71百万円																																																																																																													
合計	71百万円																																																																																																													
動産	35百万円																																																																																																													
合計	35百万円																																																																																																													
動産	36百万円																																																																																																													
合計	36百万円																																																																																																													
1年内	13百万円																																																																																																													
1年超	23百万円																																																																																																													
合計	37百万円																																																																																																													
支払リース料	7百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	7百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
1年内	1,131百万円																																																																																																													
1年超	2,947百万円																																																																																																													
合計	4,079百万円																																																																																																													
1年内	119百万円																																																																																																													
1年超	683百万円																																																																																																													
合計	802百万円																																																																																																													
動産	71百万円																																																																																																													
合計	71百万円																																																																																																													
動産	28百万円																																																																																																													
合計	28百万円																																																																																																													
動産	43百万円																																																																																																													
合計	43百万円																																																																																																													
1年内	14百万円																																																																																																													
1年超	30百万円																																																																																																													
合計	45百万円																																																																																																													
支払リース料	19百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	18百万円																																																																																																													
支払利息相当額	1百万円																																																																																																													
1年内	1,096百万円																																																																																																													
1年超	3,307百万円																																																																																																													
合計	4,404百万円																																																																																																													
1年内	77百万円																																																																																																													
1年超	703百万円																																																																																																													
合計	781百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末 (平成17年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	21,145	29,792	8,646

(注) 時価は、中間決算日における市場価格に基づいております。

当中間会計期間末 (平成18年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	15,150	16,644	1,494

(注) 時価は、中間決算日における市場価格に基づいております。

前事業年度末 (平成18年 3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	20,101	26,887	6,785

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>1. 自己株式の消却 平成18年11月15日開催の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式181,443千株(当中間会計期間末株式数)のうち普通株式85,000千株の消却を決議し、平成18年11月16日に消却手続きは完了いたしました。</p> <p>2. 関連会社株式の売却 当行の関連会社であるBlueBay Asset Management Limitedの普通株式のロンドン株式市場への上場の際し、当行が保有する同社株式を売却いたしました。</p> <p>当該事象の発生年月日 売引出受契約締結日 平成18年11月17日</p> <p>受渡期日 平成18年11月22日</p> <p>当該事象の内容 売却株式 BlueBay Asset Management Limited株式 20,000千株</p> <p>売却株式の簿価 965百万円</p> <p>売却価額の総額 13,424百万円 (60,000千英ポンド)</p> <p>売却後の持分比率 5.25%</p> <p>当該事象の損益に与える影響 これにより、関連会社株式売却益11,519百万円を平成19年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>	<p>1. 自己株式の取得 平成18年5月23日開催の取締役会において、当行及び当行子会社の役員に対しストックオプションを実施するため、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、平成18年6月27日開催予定の第6期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>(ロ)取得する株式の総数 30百万株(上限) (発行済普通株式総数に対する割合 2.21%)</p> <p>(ハ)株式の取得金額の総額 300億円(上限)</p> <p>(ニ)自己株式取得の期間 平成18年6月27日開催予定の第6期定時株主総会終結の時から1年間</p>

(2) 【その他】

中間配当

平成18年11月15日開催の取締役会において、第7期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

普通株式	2,286百万円
甲種優先株式	484百万円
乙種優先株式	726百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式	1円66銭
甲種優先株式	6円50銭
乙種優先株式	2円42銭

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

(イ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年5月23日関東財務局長に提出。

(ロ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年5月25日関東財務局長に提出。

(ハ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年6月27日関東財務局長に提出。

(ニ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年8月1日関東財務局長に提出。

(ホ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年8月17日関東財務局長に提出。

(ヘ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年10月2日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

(イ)平成18年5月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ)平成18年8月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ハ)平成18年8月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ニ)平成18年10月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

(イ)上記(3)(イ)に関し、平成18年5月25日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

(イ)報告期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月3日関東財務局長に提出。

(ロ)報告期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月1日関東財務局長に提出。

(ハ)報告期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日）平成18年6月1日関東財務局長に提出。

(ニ)報告期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月27日）平成18年7月3日関東財務局長に提出。

(ホ)報告期間（自 平成18年6月27日 至 平成18年6月30日）平成18年7月3日関東財務局長に提出。

(ヘ)報告期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年7月31日）平成18年8月1日関東財務局長に提出。

(ト)報告期間（自 平成18年8月1日 至 平成18年8月31日）平成18年9月1日関東財務局長に提出。

(チ)報告期間（自 平成18年9月1日 至 平成18年9月30日）平成18年10月2日関東財務局長に提出。

(リ)報告期間（自 平成18年10月1日 至 平成18年10月31日）平成18年11月1日関東財務局長に提出。

(又)報告期間（自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日）平成18年12月1日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 宮崎 茂 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月22日に関連会社株式を売却し、平成19年3月期の特別利益として売却益11,651百万円を計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月22日に関連会社株式を売却し、平成19年3月期の特別利益として売却益11,519百万円を計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。